

第二次

佐久市地域福祉活動計画

平成26年度～平成29年度

人
と
人
と
が
つ
な
が
り
支
え
合
う
地
域
づ
く
り



社会福祉法人 佐久市社会福祉協議会



あいさつ

「東日本大震災」は、これまでにない大きな災害をもたらし、被災された地域の復興もまだまだ途の長い状況であります。この災害から、改めて、人と人とのつながりや、地域で支え合うことの大切さを学びました。

一方、少子高齢化による生産人口の減少及び雇用環境の悪化、新たな貧困層の増加や孤立・孤独化の進行など社会不安が増大すると共に、社会構造の急激な変化や住民の価値観の多様化など福祉を取り巻く環境は、益々複雑さを呈しております。

これらを踏まえて、平成23年3月に策定した佐久市地域福祉活動計画の成果や課題を見直し、新たな福祉課題や福祉ニーズに対応するため、第二次佐久市地域福祉活動計画を策定しました。

本計画は、地域住民、福祉団体、市、社会福祉協議会が協働して地域の課題解決に取り組むための具体的事業を示した活動計画であり、平成25年3月に策定された佐久市の「第二次佐久市地域福祉計画」との整合を図りつつ、「人と人がつながり 支え合う地域づくり」に取り組んで参ります。

策定にあたり、熱心にご審議いただきました地域福祉活動計画策定部会の皆様、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様、関係機関の皆様に心からお礼と感謝を申し上げます、あいさつとさせていただきます。

平成26年3月

社会福祉法人 佐久市社会福祉協議会

会長 佐藤悦生

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	5
2 計画の位置づけ	6
3 計画の期間	6
4 計画策定の体制	7

第2章 社会福祉協議会の概要

1 社会福祉協議会の位置づけ	8
2 佐久市社会福祉協議会組織図	9
3 佐久市社会福祉協議会運営管理施設一覧	10

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	11
2 基本目標	11
3 基本体系	
(1) 基本体系概念図	13
(2) 基本体系	14

第4章 施策の展開

1 みんなで支え合う人づくり	16
2 安心・安全に暮らせる社会づくり	28
3 心とからだの健康（生きがい）づくり	45

第5章 計画の進行管理と評価

51

資料編

1 策定経過	54
2 計画策定部会設置要綱	55
3 計画策定部会名簿	56
4 計画市民意識アンケート調査	57

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、少子高齢による生産人口の減少及び昨今の経済危機による雇用環境の悪化、新たな貧困層の増加や孤立・孤独化の進行など社会不安が増大し、社会構造の急激な変化、住民の価値観の多様化など福祉を取り巻く環境は、益々複雑さを呈しております。

これからの地域福祉の推進には、「自分たちに何ができるのか。」「何をすべきか。」をまとめるとともに、地域で生活していくうえでの様々な課題を受け止め、一人ひとりの自立を支援していくために住民やボランティア、専門家などが、継続的、重層的につながり、支援していく体制づくりが不可欠であります。

このような状況を踏まえながら「人と人がつながり 支え合う地域づくり」を基本理念とし、佐久市社会福祉協議会が中核となり、地域住民、福祉団体、市それぞれが各自の機能を活かした活動ができるためのネットワークの構築を目指し、小地域において災害等緊急時への備えを進め、児童青少年や高齢者並びに障がい者等の支援を中心に平時からの「安心、安全の地域づくり」につなげるとともに、ボランティア活動への参加機運を更に醸成し、活動を通じてより豊かな社会づくりを推進する必要があります。

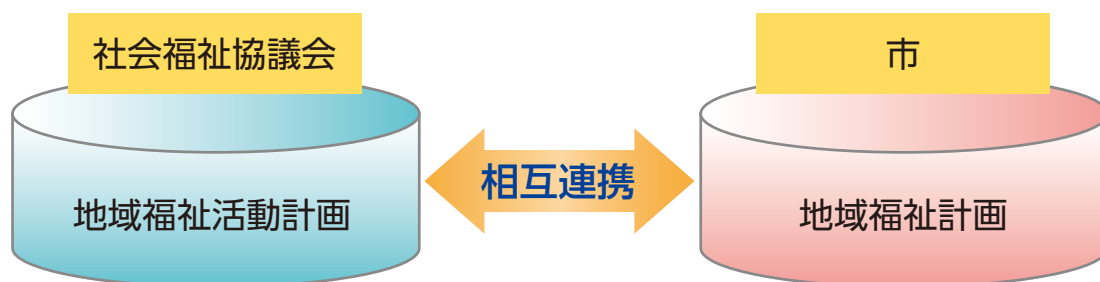
佐久市においては、平成25年3月に「第二次佐久市地域福祉計画」が策定されました。佐久市社会福祉協議会では、「第二次佐久市地域福祉計画」との整合を図りながら佐久市地域福祉活動計画を見直し、具体的な計画を策定することが求められています。

2 計画の位置づけ

佐久市では、平成20年に策定した第一次佐久市地域福祉計画が、5年を経過する中で、様々な課題へ対応するため、改めて地域福祉の視点から計画の見直し、佐久市が掲げる「世界最高健康都市」の構築を目指し、第二次佐久市地域福祉計画を策定しました。

この第二次佐久市地域福祉計画は、第一次計画からの基本理念である「みんなが生涯現役で住みよい福祉のまちづくり」を継承し、基本理念としました。

これを踏まえて、佐久市社会福祉協議会では、第一次佐久市地域福祉活動計画に基づき、時代のニーズを取り入れた新規事業等を加味した第二次佐久市地域福祉活動計画を策定します。



3 計画の期間

計画期間は、第二次佐久市地域福祉計画の終了期間と合わせるため、平成26年度から平成29年度までの4年間とします。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
地域福祉活動計画 【社会福祉協議会】				← 第一次 →							
							← 第二次 →				
地域福祉計画 【市】	← 第一次 →										
						← 第二次 →					

4 計画策定の体制

(1) 地域福祉活動計画策定部会

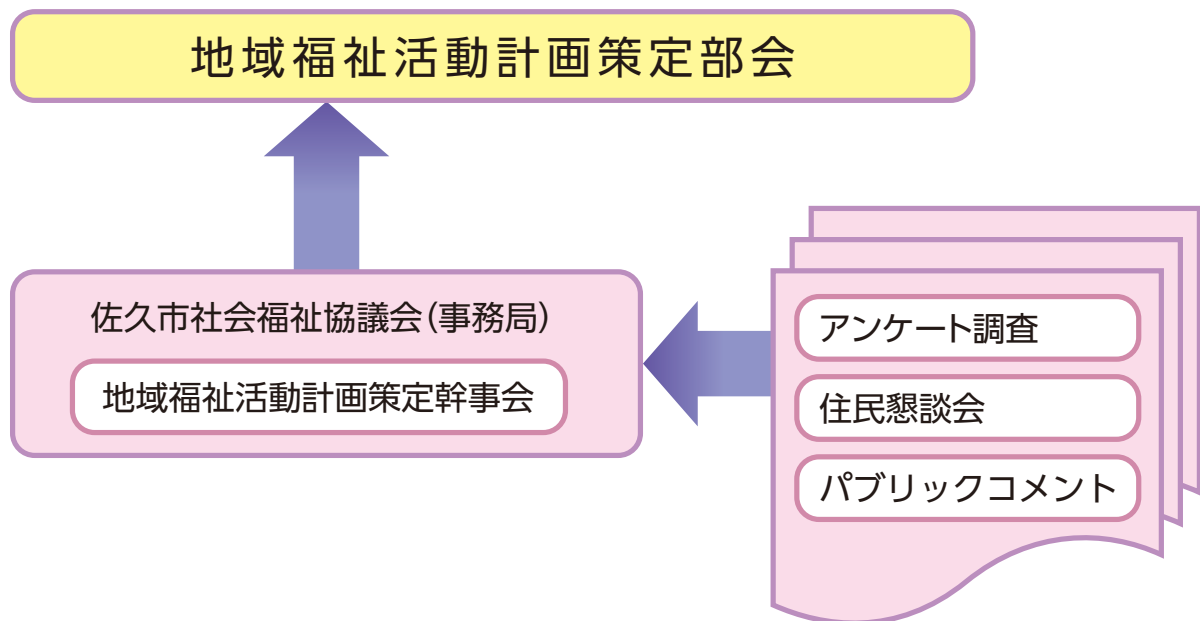
構成……地域住民、地域福祉関係者、行政関係者及び学識経験者等15名

役割……計画案の審議、答申

(2) 地域福祉活動計画策定幹事会

構成……行政職員、社会福祉協議会職員20名

役割……計画策定に係る企画、調査及び研究、計画素案の検討、審議



第2章 社会福祉協議会の概要

1 社会福祉協議会の位置づけ

社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とし、営利を目的としない民間組織です。昭和26年（1951年）に制定された社会福祉事業法（現在の「社会福祉法」）に基づき設置されています。

社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市区町村、地域に暮らす皆様のほか、民生児童委員、社会福祉施設、社会福祉法人、NPO等の社会福祉関係者、保健・医療・教育など関係機関の参加・協力のもと、地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指した、様々な活動を行っています。

社会福祉法より抜粋

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

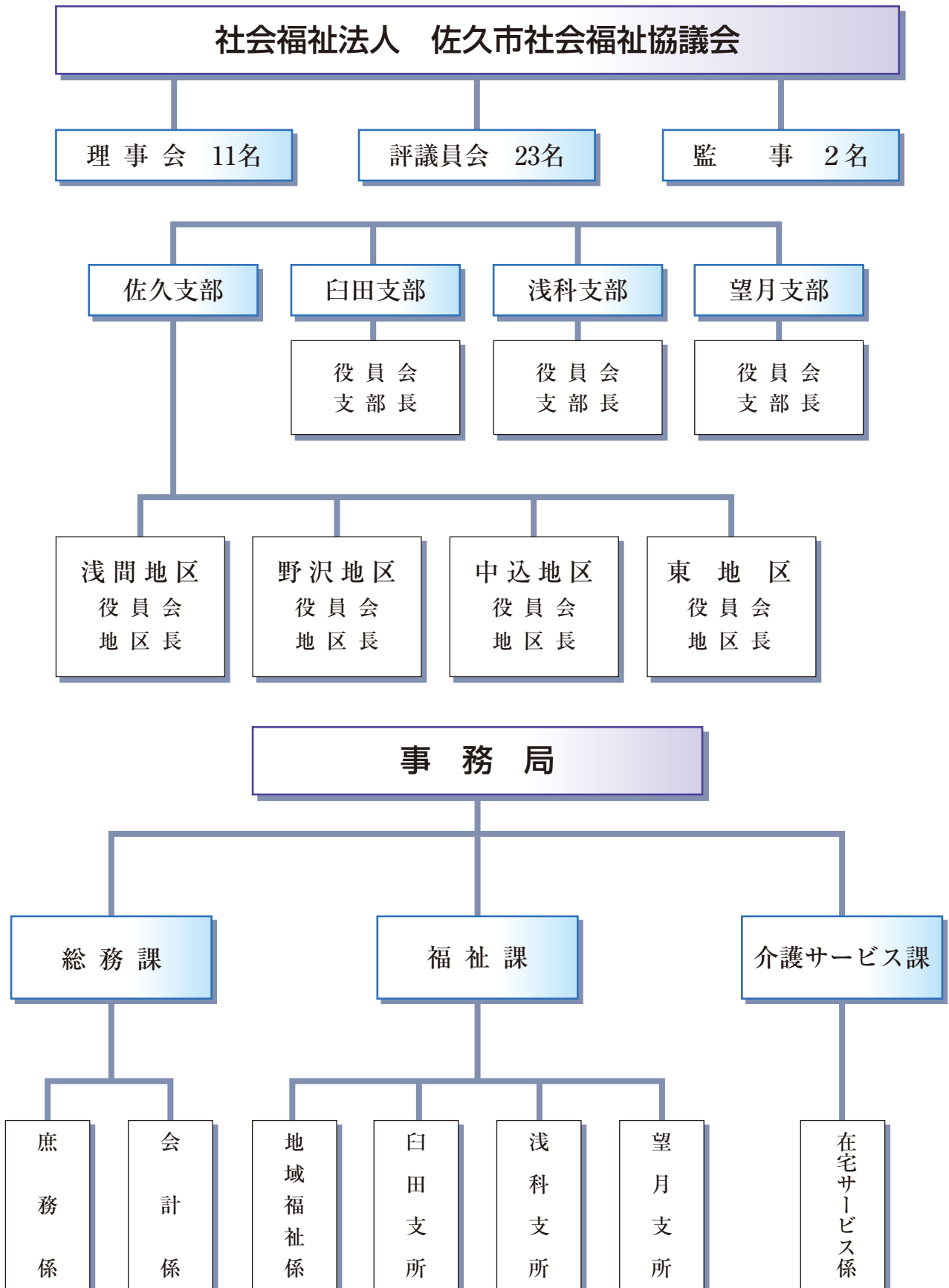
（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行うものが参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前3号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 佐久市社会福祉協議会組織図

(平成25年度)



3 佐久市社会福祉協議会運営管理施設一覧

(平成25年度)

●運営施設

施設名	所有者	借受者	社協の 所管部署名	利用目的並びに内容
野沢会館	市	社 協	本 所	本所 訪問介護事業所 障害福祉サービス事業所 ボランティアセンター
佐久市福祉総合センター	社 協		本 所	福祉総合センター管理運営
佐久市老人福祉センター「長寿閣」	社 協		本 所	老人福祉センター管理運営
サングリモ中込	市			介護予防ふれあいサロン事業
佐久市臼田老人福祉センター	社 協		臼田支所 及び本所	老人福祉センター管理運営 介護予防ふれあいサロン事業
佐久市望月支所	市	社 協	望月支所 及び本所	望月支所 ボランティアセンター

●指定管理施設

施設名	所有者	社協の 所管部署名	利用目的並びに内容
前山デイサービスセンター	市	本 所	通所介護事業所
佐久市臼田総合福祉センター あいとぴあ臼田	市	臼田支所 及び本所	臼田支所 居宅介護支援事業所 訪問介護事業所 障害福祉サービス事業所 通所介護事業所 あいとぴあ臼田短期入所事業 特定相談支援事業所 あいとぴあ臼田管理運営 臼田共同作業センター ボランティアセンター 臼田保健センター管理
浅科保健センター	市	浅科支所 及び本所	浅科支所 訪問介護事業所 障害福祉サービス事業所 ボランティアセンター
浅科デイサービスセンター	市	本 所	通所介護事業所
佐久市浅科生きがい活動支援センター	市	浅科支所	生きがい活動支援センター管理運営 介護予防ふれあいサロン事業
浅科ふれあいホーム	市	本 所	浅科ふれあいホーム管理運営
佐久市望月老人福祉センター	市	望月支所	老人福祉センター管理運営
佐久市望月生きがいセンター	市	望月支所	望月生きがいセンター管理運営 介護予防ふれあいサロン事業

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

地域福祉を推進する目的は、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が平等に与えられるようにすること」です。

そのためには、地域住民、福祉団体、市、社会福祉協議会が協働して、地域福祉の推進に努める必要があります。

特に、支え合える地域づくりには、地域住民の役割は欠かせないものであり、地域住民が主体的に行動することが望まれます。

本計画の基本理念は、「第二次佐久市地域福祉計画」の基本理念を踏まえるとともに、全国社会福祉協議会の基本理念とも合致する「人と人がつながり 支え合う地域づくり」とします。

2 基本目標

基本理念の達成に向けて、3つの基本目標を掲げます。

(1) みんなで支え合う人づくり

核家族化や都市化の進展に伴い、近年では地域住民の連帯意識が希薄化の傾向にあります。このため、ノーマライゼーション*の理念を基本に、すべての人が等しく家庭や住み慣れた地域でお互いに思いやり、尊重しあいながら、安心してその人らしい生活を送ることができる福祉のまちづくりが求められています。

地域住民同士の自主的・主体的な支え合い意識を啓発し、市民の連帯意識を高め積極的に地域活動に関わることができる人材の育成と地域活動を支える組織の育成や活性化を図ります。

*ノーマライゼーション：高齢者や障がい者など、すべての人が分け隔てなく暮らせる社会が正常（ノーマル）であるとする考え方。

(2) 安心・安全に暮らせる社会づくり

誰もがわかりやすく、利用しやすいサービス情報や相談体制、利用者のニーズに合ったサービスが継続的に提供できるしくみなど、総合的なサービスの提供をめざします。

また、安心して子どもを産み育てられるしくみづくりや、地域住民がお互いに支え合う地域コミュニティ*の形成をめざします。

さらに、災害時においてもすべての市民が安心して暮らせる地域を築くための自主防災活動や、犯罪から地域を守る自主防犯活動を中心とした助け合い活動の充実を図ります。

(3) 心とからだの健康（生きがい）づくり

「自分の健康は自分でつくる」を理念に「守る健康」から「つくる健康」へ意識改革を進め、市民一人ひとりが心とからだの健康管理、体力増進など、自らの健康づくりを実践できる環境の整備が求められています。

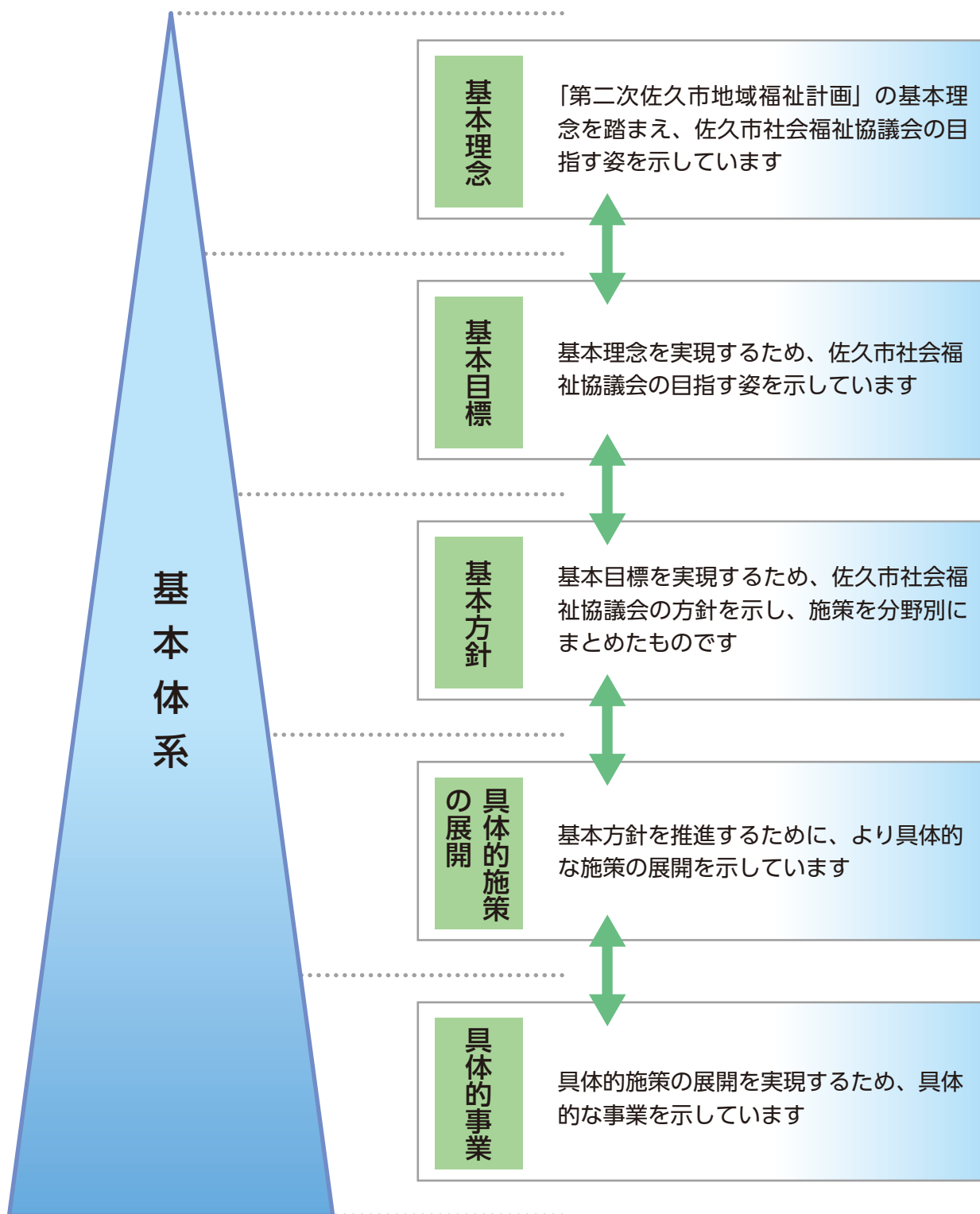
少子高齢化や国際化の進展など社会経済の変化や情報化社会の到来により市民ニーズはますます多様化しています。いつでも、どこでも学習できる環境の整備を進めます。

また、経済成長を支えてきたいわゆる団塊の世代が退職を迎え、優れた知識・技術や知恵を持つ元気な高齢者が地域社会で増加しています。かつては、地域の指導的な立場であったり、調整係といった役割を担っていた中高年の世代が、健康で生きがいを持って暮らしていくためにも、地域活動へ参加しやすいしくみづくりを進めます。

*地域コミュニティ：人々が共同意識を持って共同生活を営む一定の地域及びその人々の集団、地域社会、共同体。

3 基本体系

(1) 基本体系概念図



(2) 基本体系

基本理念

人と人がつながり 支え合う地域づくり

基本目標

1 みんなで支え合う人づくり

基本方針

地域を支える人づくり

福祉の心の育成

地域活動を支える組織の
活性化と拠点づくり

具体的施策の展開

● 活動を支える人材育成

● 福祉学習（教育）の充実
● 福祉の心の啓発

● ボランティアセンターの充実
● 地域組織への活動支援

具体的事業

● 社会福祉大会の開催
● 佐久ふれあい広場の開催
● ボランティアの育成
（講座、学習会、研修会の開催）
● 社協ホームページの活用

● 社会福祉普及校指定事業
● 福祉体験教室
● Let'sチャレンジ！ボランティア
● 社協会員の加入促進
● 共同募金の募集推進
● 社協広報誌「ぴーぷる」の活用
● 社協ホームページの活用

● ボランティアセンター機能の充実
● 地域福祉ネットワーク事業
● 敬老会助成事業
● 地区社協活動の支援
● 赤十字奉仕団との連携
● 災害ボランティア講座
● 福祉団体助成事業

基本目標

2 安心・安全に暮らせる社会づくり

基本方針

安心して子どもを生み
育てられるしくみづくり

人にやさしいまちづくり

福祉サービスの適切な
利用の促進

具体的施策の展開

● 子育てしやすい環境づくり
● 多様化する保育ニーズへの対応

● 福祉施設の充実
● 障がい者の就労支援

● 相談体制の充実
● 福祉サービスの情報提供
● 権利擁護の推進

具体的事業

● ファミリーサポート事業
（ほっと・ホット）
● ファミリーサポート“助っ人”養成
講座
● 子育てグループ活動の支援
● 保育協会・PTA連合会との連携
● 民生児童委員活動との連携
● 老人クラブとの連携

● 福祉施設の充実
● 就労継続支援B型事業

● 地域包括支援センターとの連携
● 心配ごと相談所の開設
● 日常生活自立支援事業
● 結婚相談所の開設、結婚イベント
開催

基本目標

3 心とからだの健康（生きがい）づくり

基本方針

健康づくりの推進

生きがいづくりの推進

具体的施策の展開

- 健康のための生活習慣・生活環境の改善
- 介護予防体制の充実

- 健康で長寿を楽しめるしくみづくり
- 高齢者・障がい者の生きがいづくり

具体的事業

- ふれあいいきいきサロン事業
- 介護予防ふれあいサロン事業

- ふれあいいきいきサロン事業
- 老人クラブ活動の支援
- 希望の旅事業
- シルバークッキングスクール事業
- 障がい者団体活動の支援
- シニアの“力”アップ講座

介護保険事業・障害福祉サービス事業の利用促進

地域福祉を充実し促進するためのしくみづくり

- 研修会等の実施
- サービスの情報提供

- 地域福祉ネットワークの構築
- 緊急時の体制づくり

- 居宅介護支援事業
- 訪問介護事業
- 通所介護事業
- 障害福祉サービス事業
- 特定相談支援事業
- あいとびあひ田短期入所事業
- 福祉有償運送事業

- 地域福祉ネットワーク事業
- 災害ボランティアセンターの設置
- 災害ボランティア講座
- 災害時住民支え合いマップの作成
- 生活福祉資金貸付事業
- 各区との連携
- 高齢者等給食サービス事業
- 安心コール事業
- ふれあいいきいきサロン世話人交流会事業
- 福祉バス運行事業
- お元気レター事業

第4章 施策の展開

佐久市は、平成25年3月に策定した「第二次佐久市地域福祉計画」をもとに、地域福祉を推進しています。この計画は、平成20年3月に策定した「佐久市地域福祉計画」を見直し策定されており、「第二次佐久市地域福祉活動計画」においても、「佐久市地域福祉活動計画」を基本に社会情勢等の変化を踏まえ、施策の展開をしてまいります。

1 みんなで支え合う人づくり

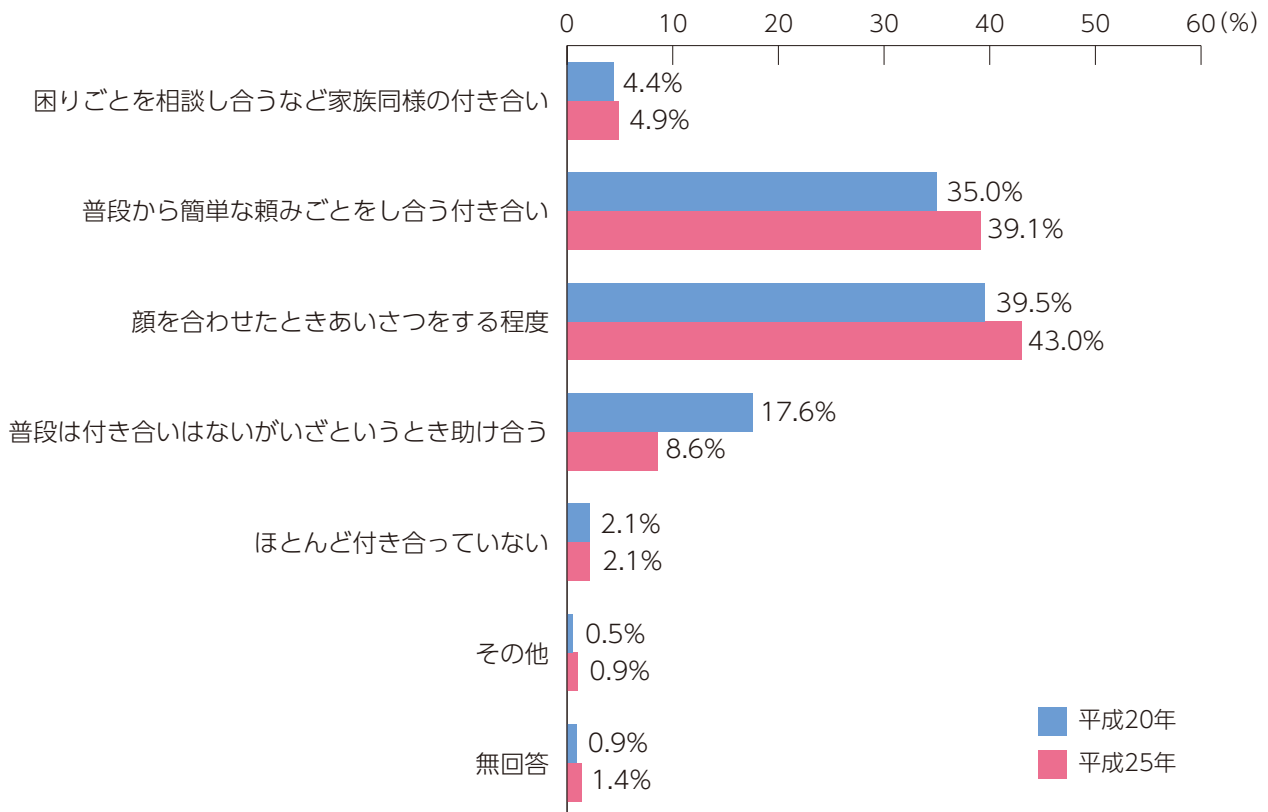
(1) 地域を支える人づくり

現状と課題

地域住民同士が自主的に支え合える地域づくりは、地域活動を支える基礎的な組織である自治会等の活性化を図りながら、近年では希薄になりつつある地域住民の連帯意識を高める必要があります。

アンケート

「ご近所の人と、どの程度のお付き合いがありますか。」



※平成20・25年市民アンケート（社協調査資料）

アンケート結果

平成20年の調査時は、「顔を合わせたときあいさつをする程度」が39.5%、「普段から簡単な頼みごとをし合う付き合い」が35.0%で、合わせて74.5%の方々がこのように回答しています。今回、平成25年調査では、それぞれ43.0%、39.1%で合わせて82.1%と7.6%上昇しています。一方、「普段は付き合いはないがいざというとき助け合う」が平成20年調査時の17.6%から、平成25年調査では、8.6%と対前回比で9.0%減少しています。このことは、希薄になりつつある地域住民の連帯意識の低下傾向が進捗していることを、裏付けるデータと言えます。

具体的施策の展開

■活動を支える人材育成

(今後の取り組み)

●地域住民の取り組み

地域住民同士が助け合い支え合って、みんなが住みよい地域をめざしていきましょう。

●社会福祉協議会の取り組み

「社会福祉大会」、「佐久ふれあい広場」の開催を通じ、出会いの場と交流の場を提供し、地域を支える人材育成に努めます。

地域住民がボランティア活動について学び、体験する機会が得られるよう、さまざまな地域のニーズに沿った講座、研修会等を開催します。

●市の取り組み

資質向上のため研修の機会を多く設け、民生児童委員、主任児童委員の活動しやすい環境づくりに努めるとともに「協働のまちづくり」を推進するため、市民が行う公益的活動を支援します。

【具体的な事業】

区 分	事業名称	内 容
継 続	社会福祉大会の開催	地域福祉課題を取り上げ、解決にはどのように具体的な実践をすべきか、研修、式典、意見発表、講演等を内容とした社会福祉大会を開催します。
継 続	佐久ふれあい広場の開催	障がいの有無、老若男女を問わず、みんなが集い、ともに「出会い・ふれあい・語り合い」の場の提供を目的に佐久ふれあい広場を開催します。
継 続	ボランティアの育成 (講座、学習会、研修会の開催)	さまざまな地域のニーズに沿った講座、学習会、研修会等を開催しボランティアの育成に努めます。
継 続	社協ホームページの活用	社協事業等の啓発のため、社協ホームページの充実に努めます。

※区分の継続は、第一次佐久市地域福祉活動計画策定時点から継続している事業をいう。

(関連する資料)

ボランティアの団体数・人数の推移

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
団体数	136	126	120	159	165
人数(人)	13,572	12,457	9,958	9,621	8,873



【佐久市社会福祉大会】



【佐久ふれあい広場】

(2) 福祉の心の育成

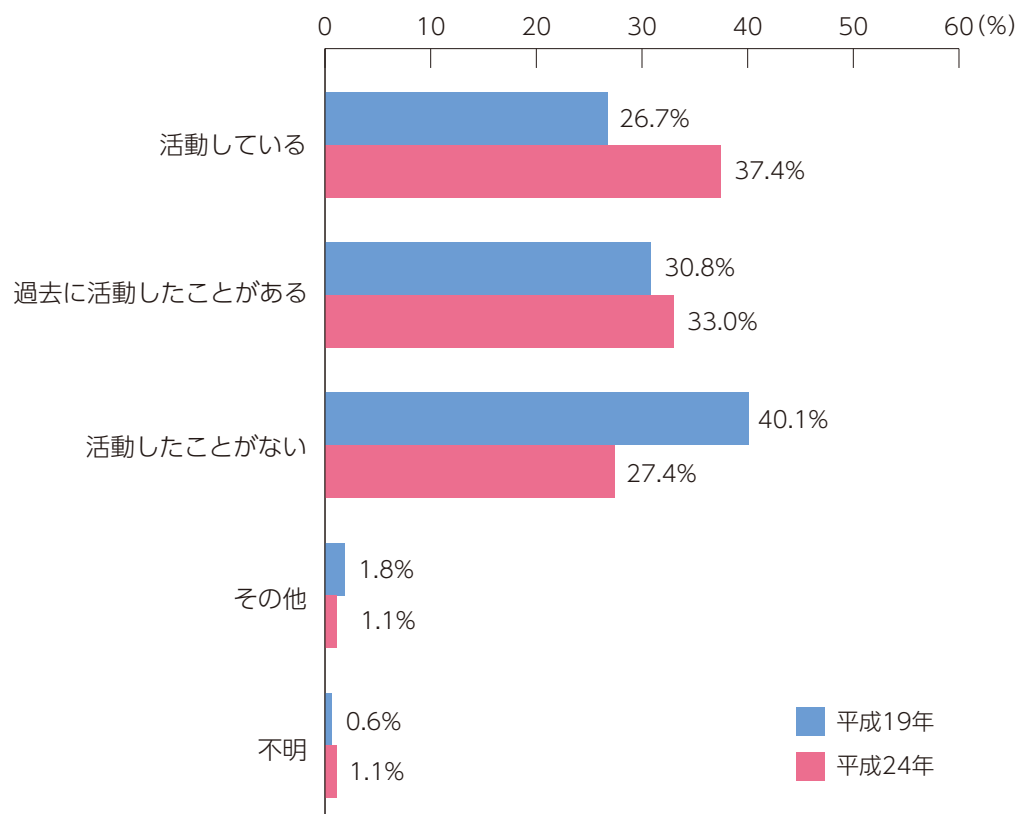
現状と課題

児童青少年等若い世代が、地域活動に関心を持てるように、福祉に関する学ぶ機会を充実し、学んだ知識を地域の中で活かせるよう、福祉教育を推進する必要があります。

子どもから大人まで思いやりの心を育むために、福祉に関する生涯学習を推進することが必要になります。

アンケート

「自治会など地域活動や、ボランティア活動をしていますか。」



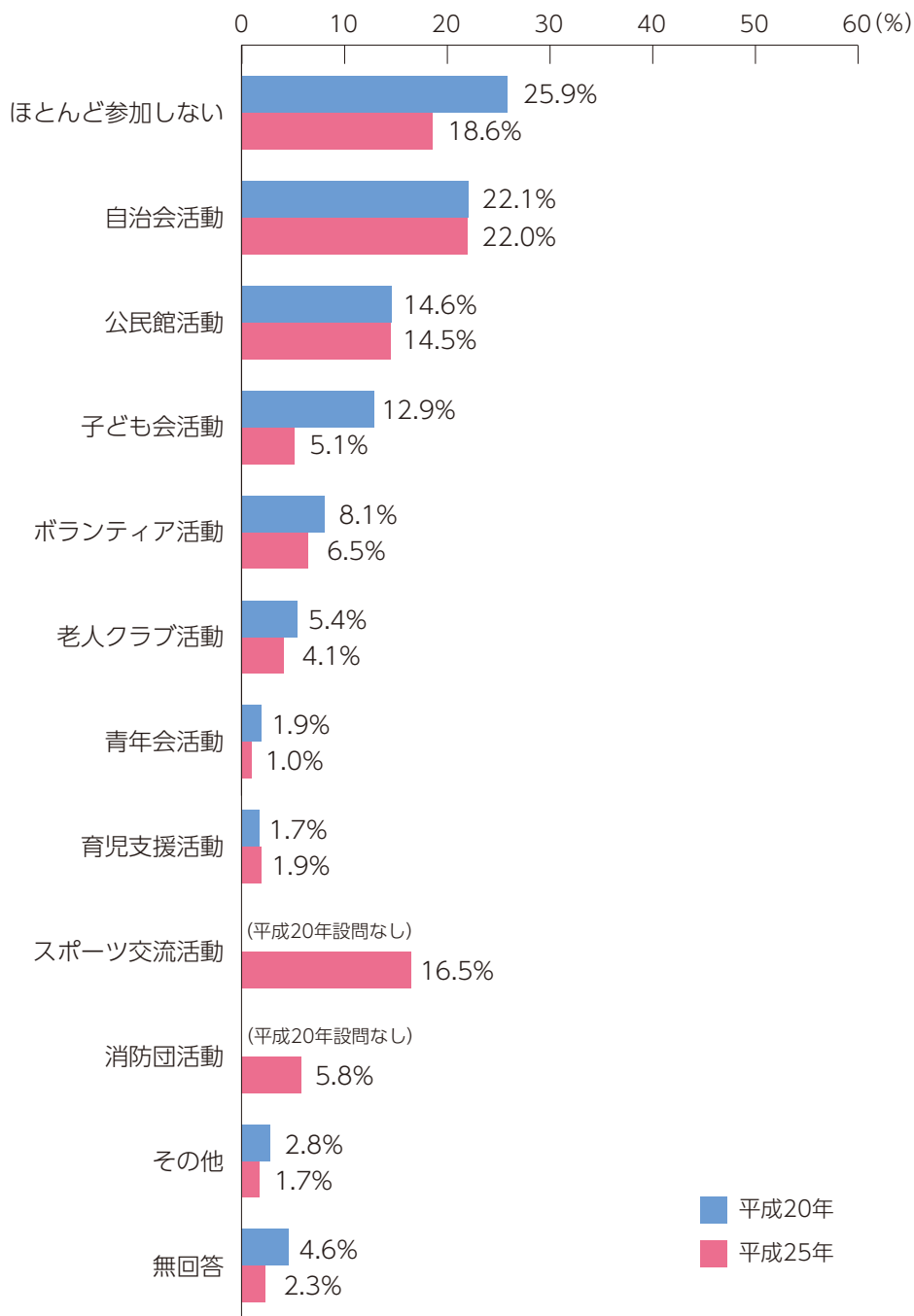
※平成19・24年市民アンケート調査（佐久市調査）

アンケート結果

平成19年の調査時は、「活動したことがない」が40.1%、「活動している」が26.7%でしたが、平成24年調査では、「活動したことがない」が27.4%、「活動している」が37.4%と正反対の結果になりました。このことは、自治会や育成会などの地域ボランティア活動に係る理解が浸透してきた結果であると考えられます。

アンケート

「どのような地域活動に参加をしていますか。」



※平成20・25年市民アンケート（社協調査資料）

アンケート結果

平成20年の調査時は、「ほとんど参加しない」、「自治会活動」、「公民館活動」の順に多く、この3つの回答で62.6%を占めていました。今回、平成25年調査では、前出3つの回答で55.1%となりますが、選択肢が2つ増え「スポーツ交流活動」16.5%、「消防団活動」5.8%と先の3つの回答と合わせると77.4%となります。一方で「ボランティア活動」は、対前回比でマイナス1.6%です。選択肢が増えたため単純比較はできませんが、依然として低調で今後もボランティア活動の重要性を啓発し、その普及に努める必要があります。

具体的施策の展開

■福祉学習（教育）の充実

■福祉の心の啓発

（今後の取り組み）

●地域住民の取り組み

家庭や学校、職場や地域で福祉学習の機会を増やし、地域住民一人ひとりの福祉の心を育てていきましょう。

●社会福祉協議会の取り組み

福祉教育普及のため、小・中・高校等を対象に、積極的に福祉活動に取り組む学校に助成をする「社会福祉普及校指定事業」を実施します。更に小・中・高校等を対象に「福祉体験教室」開催を支援し、障がい者への理解と福祉を学ぶ機会を充実します。

また、新たな取り組みとして、小学生から大学生を対象としたボランティアと福祉体験学習である「Let'sチャレンジ！ボランティア事業」の推進に努めます。

福祉の心の啓発のため、「社協会員の加入促進」を図ります。

●市の取り組み

各学校で福祉学習が積極的に行われるように働きかけを行い、学校の総合的な学習時間や児童会生徒会活動でのボランティア活動を推進します。

社会福祉協議会が行う「社会福祉普及校指定事業」の実施を推進します。

具体的な事業

区分	事業名称	内容
継続	社会福祉普及校指定事業	小・中・高校等を対象に、児童、生徒が福祉に関心を高めることを目的とした事業を展開します。福祉活動に積極的に取り組む学校に助成を行います。
継続	福祉体験教室	小・中・高校等を対象に、障がい者の講話や車いす体験等を行う福祉体験教室を開催し、障がい者への理解を進める福祉学習を行います。
新規	Let'sチャレンジ！ボランティア	小学生から大学生を対象とした福祉体験学習であるボランティア事業の推進に努めます。
継続	社協会員の加入促進	地域の皆さんに、社協事業に関する理解を促し、社協会員の加入をお願いします。
継続	共同募金の募集推進	地域の皆さんに、地域福祉事業の重要な財源であることを理解していただき、共同募金への協力をお願いします。
継続	社協広報誌「ぴーぷる」の活用	社協事業の啓発のため、社協広報誌「ぴーぷる」の充実に努めます。
継続	社協ホームページの活用	社協事業等の啓発のため、社協ホームページの充実に努めます。



【社協広報誌「ぴーぷる」】



【社協ホームページ】



【赤い羽根 街頭募金】



【福祉体験教室】



【Let's チャレンジ! ボランティア】

(3) 地域活動を支える組織の活性化と拠点づくり

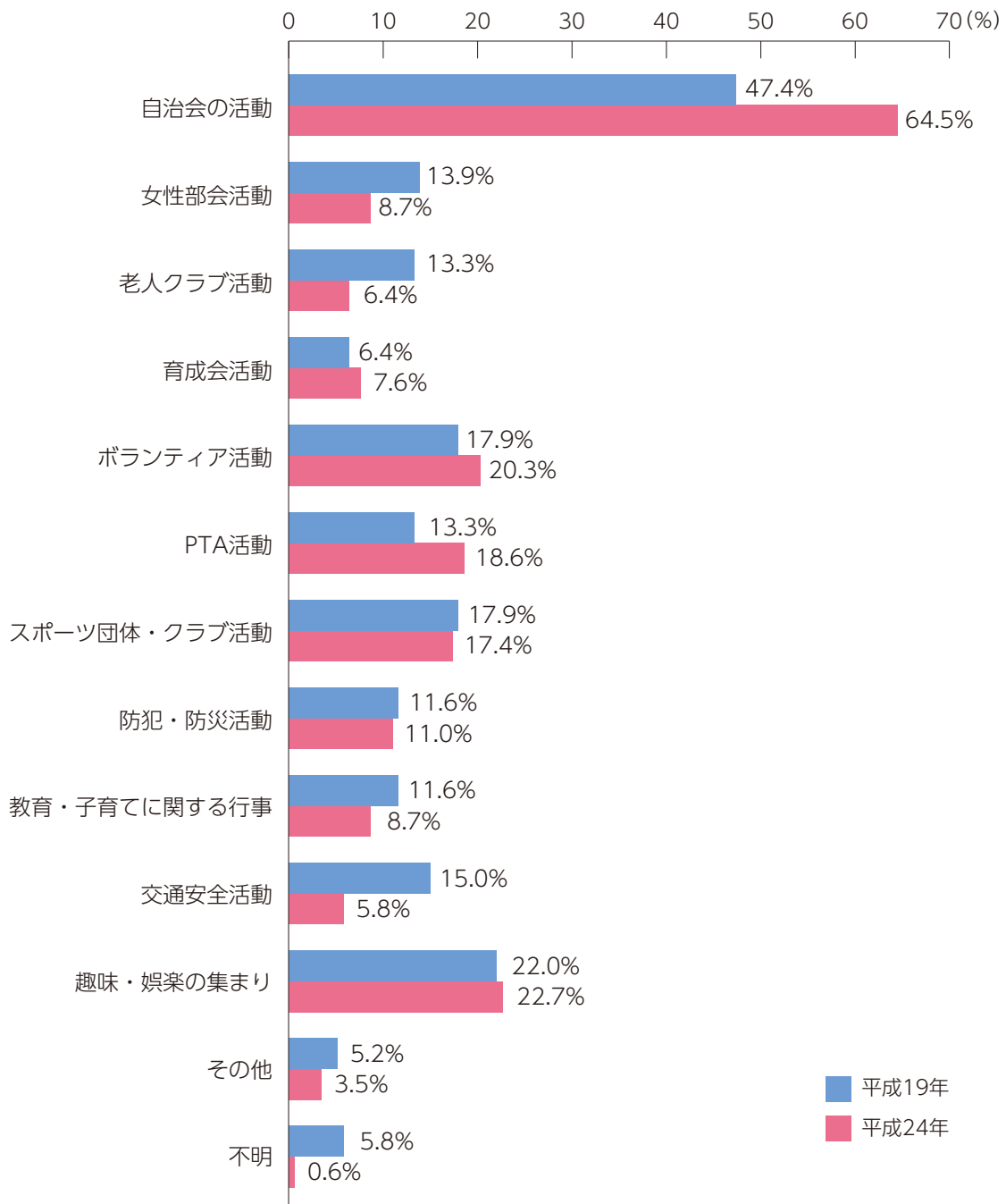
現状と課題

地域のニーズに対し、住民自らが早期発見・早期対応ができるように「地域福祉ネットワーク事業」、災害時住民支え合いマップの作成を推進しています。

また、地域住民が日常生活の中で、地域活動・ボランティア活動に参加できるようボランティアセンターの機能充実を図る必要があります。

アンケート

「地域活動やボランティア活動をしていると答えた方について、どんな活動をしていますか。」



※平成19・24年市民アンケート調査（佐久市調査）

アンケート結果

平成24年の調査結果では、「自治会の活動」が64.5%と地域ボランティア活動のかなりの割合を占める内容となっています。平成19年調査時でも47.4%と最も多い内容でした。「ボランティア活動」は、平成24年調査で20.3%、対前回比で2.4%増となっています。「自治会の活動」「ボランティア活動」とも参加者が上昇しており、住民が日常生活の中で、地域活動・ボランティア活動に参加しやすい環境が構築されつつあるものの、社会福祉協議会が推進する「ボランティア活動」への参加は、まだ十分な状況ではないと考えられます。

具体的施策の展開

- ボランティアセンターの充実
- 地域組織への活動支援

今後の取り組み

● 地域住民の取り組み

誰もが安心して暮らせる地域づくりに努め、自治会活動や保育園・学校行事等に参加し、お互いに理解を深めましょう。

● 社会福祉協議会の取り組み

地域住民が日常生活の中で、地域活動・ボランティア活動に参加できるよう、佐久市社会福祉協議会本所並びに各支所に設置してあるボランティアセンターの機能の充実を図ります。

地域福祉ネットワークづくりを推進するために、ボランティアコーディネーターを各ボランティアセンターに配置し、ボランティア活動の情報提供・相談・援助に当たります。

また、赤十字奉仕団等が行う地域活動を積極的に支援します。

● 市の取り組み

ボランティアセンターの運営に協力し、市民、NPO法人や企業にもボランティア活動の参加を呼びかけます。

老人クラブや子ども会、地域公民館などの活動を支援し、地域公民館活動と地域福祉活動の協働を推進します。

公共施設やグラウンドなどを開放し、地域活動のための場づくりを支援します。

具体的な事業

区 分	事業名称	内 容
継 続	ボランティアセンター機能の充実	佐久市社会福祉協議会本所並びに各支所にボランティアセンターを設置し、ボランティアコーディネーターを配置します。これによりボランティアセンター機能の充実を図ります。
継 続	地域福祉ネットワーク事業	地域住民が自ら地域の福祉課題に取り組むために区内に福祉推進委員を配置して、きめ細かな福祉問題を取り上げて問題解決を早急に図り、見守り活動を行う目的で実施します。
継 続	敬老会助成事業	各地区で開催している敬老会に助成し、地域活動を支える組織の活性化を図ります。
継 続	地区社協活動の支援	地区社協における地域福祉活動を支援し、共に支え合う地域づくりを行います。
継 続	赤十字奉仕団との連携	赤十字奉仕団が行う地域活動を積極的に支援します。
新 規	災害ボランティア講座	防災に係る意識や心構えの習得と防災力を高めることを目的に、自らを守るための講座等を開催し、災害ボランティアの養成に努めます。
継 続	福祉団体助成事業	各種福祉団体に助成金を交付し、活動を支援します。



【敬老会】



【地区社協活動－研修会】



【赤十字奉仕団活動】

2 安心・安全に暮らせる社会づくり

(1) 安心して子どもを産み育てられるしくみづくり

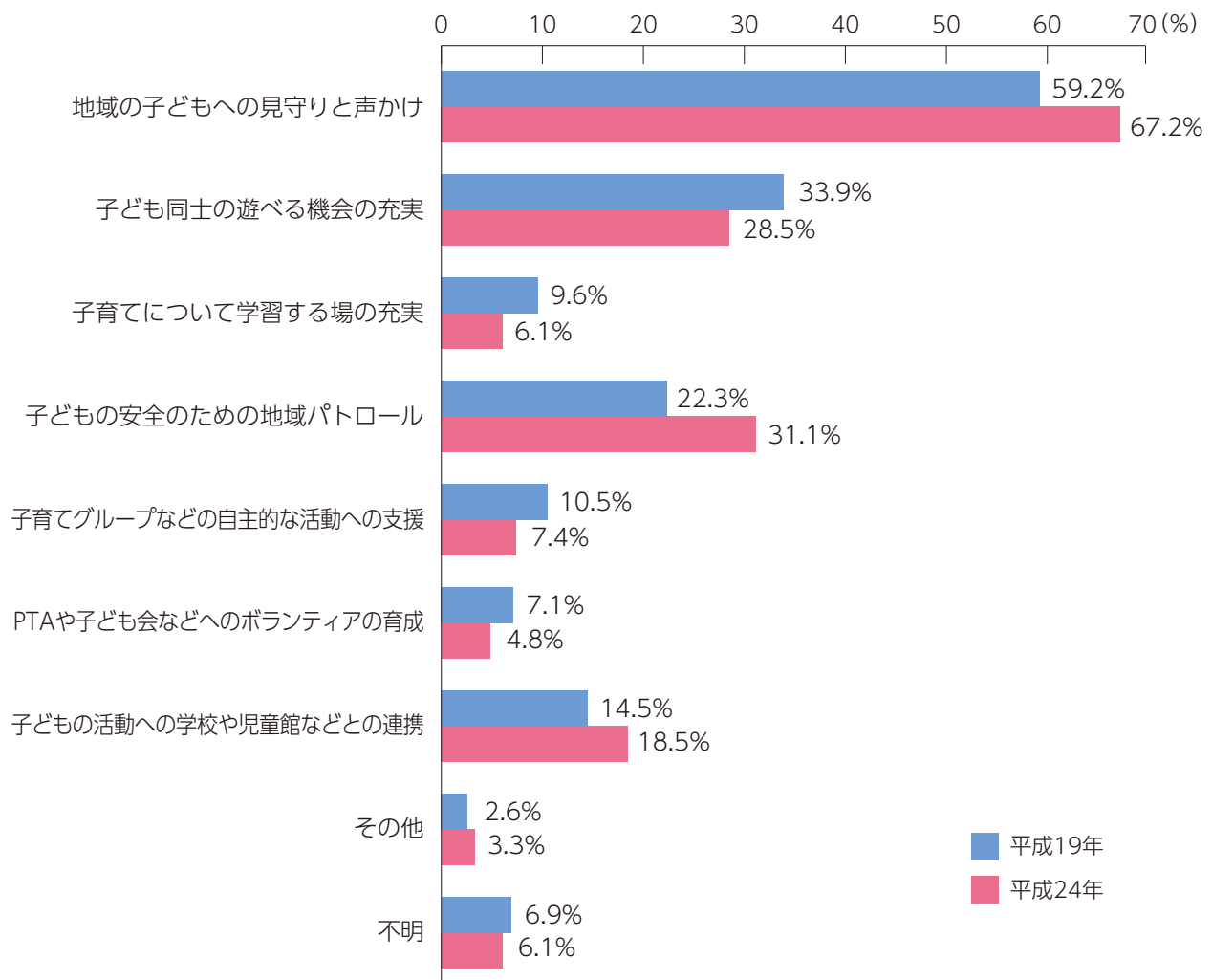
現状と課題

乳幼児等の家族を抱えており、冠婚葬祭や自分の病気治療のための通院等の際、その乳幼児を預かってくれる場が限られています。

また地域では、核家族化の進行に伴い、地域の子どもの地域で育むといった意識が希薄になっています。

アンケート

「子育てについて考えたとき地域として大切なことは何だと思えますか。」



※平成19・24年市民アンケート調査（佐久市調査）

アンケート結果

平成19年調査、平成24年調査共、「地域の子どもへの見守りと声かけ」が最も多いアンケート結果でしたが、平成24年調査では、対前回比8.0%の上昇となっています。これは、地域の子どもを取り巻く環境が、保護者の育児放棄、児童虐待及び子どもたちが事故犯罪に巻き込まれる事例等の顕在化による社会的な変化により、悪化しているのではないかと推察されます。

具体的施策の展開

- 子育てしやすい環境づくり
- 多様化する保育ニーズへの対応

今後の取り組み

●地域住民の取り組み

日常的な声かけや地域の行事に参加しましょう。

「地域の子どもは、地域で育む」という意識を持ちましょう。

●社会福祉協議会の取り組み

「ファミリーサポート事業（ほっと・ホット）」により子育て中の家族等を対象に育児支援を提供します。また「ファミリーサポート“助っ人”養成講座」等を実施し、支援会員の人材育成にも努めます。

保育協会・PTA連合会と連携するとともにそれぞれの活動を支援します。

また、民生児童委員や老人クラブと連携し子どもの見守り活動を支援します。

子育てグループへの支援と活動の場の提供もいたします。

●市の取り組み

子育てを応援するための子育てサロン、つどいの広場、育児講座などの「子育て支援事業」を推進します。

長時間保育や休日保育、病児・病後児保育など保護者のニーズに応じた保育サービスの周知を図ります。

具体的な事業

区分	事業名称	内容
継続	ファミリーサポート事業 (ほっと・ホット)	子育て中の家族等を対象に、冠婚葬祭や病気治療のための通院の際、一時預かりなどの育児支援や家事援助等を必要とされる家族や本人のために、介護支援を行います。
新規	ファミリーサポート“助っ人” 養成講座	ファミリーサポート事業を遂行する“助っ人”を養成する講座を開催し、人材の育成に努めます。
継続	子育てグループ活動の支援	子育てグループの活動を支援します。
継続	保育協会・PTA連合会との連携	保育協会・PTA連合会の活動を支援します。
継続	民生児童委員活動との連携	民生児童委員と連携し、子どもの見守り活動を支援します。
継続	老人クラブとの連携	老人クラブと連携し、登下校における小学生の見守り活動を支援します。

(関連する資料)

ファミリーサポート事業 (ほっと・ホット) 利用推移

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
介護支援 (件)	25	20	11	15	21
育児支援 (件)	2	1	0	0	4



【ファミリーサポート“助っ人”養成講座】



【子育てサークル】



【老人クラブの見守りの様子】

(2) 人にやさしいまちづくり

現状と課題

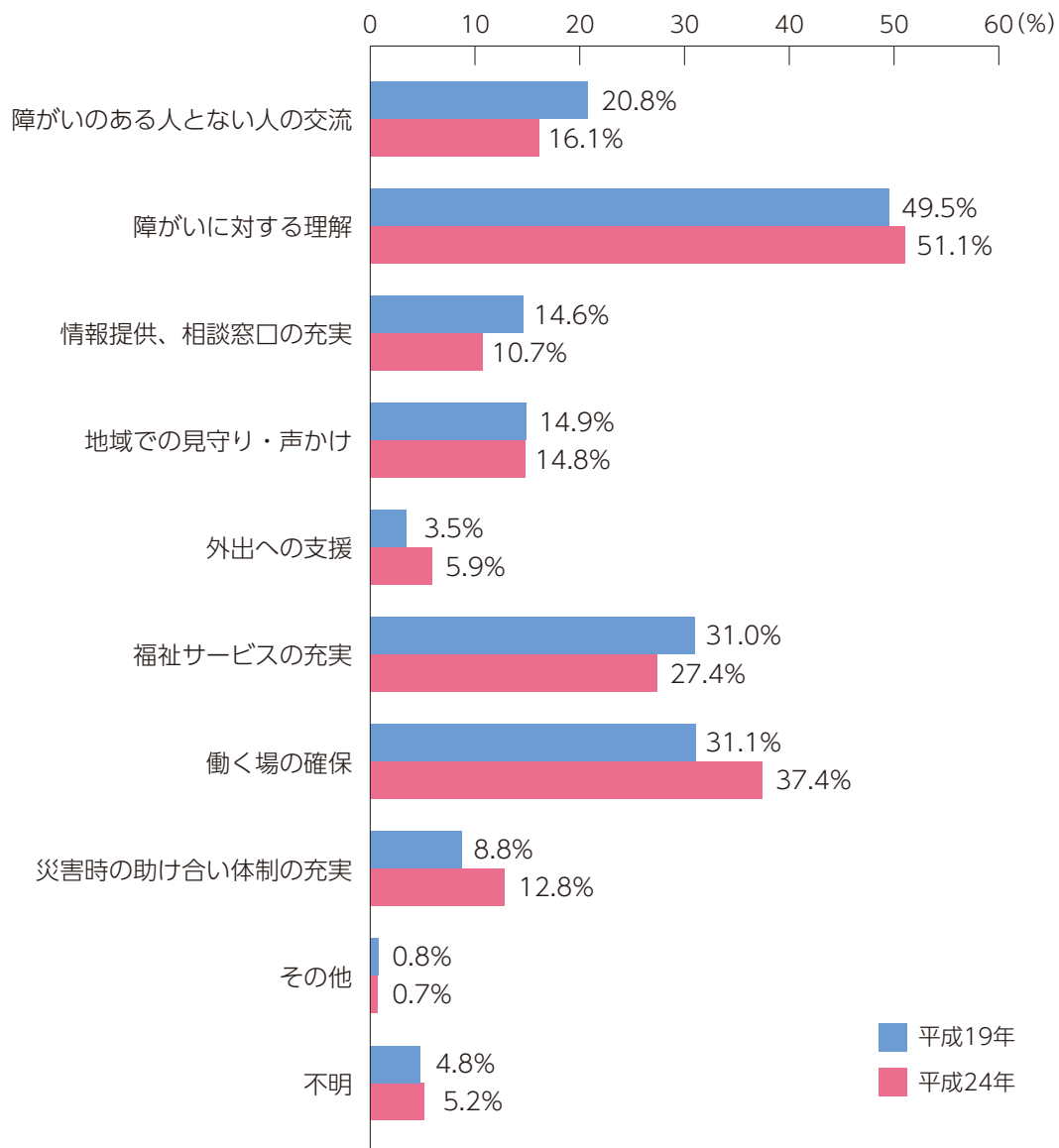
社会福祉協議会が管理する福祉施設の中には、老朽化や設備の陳腐化が進む施設があります。これらの福祉施設の内、市からの指定管理は、市と協議をし、社会福祉協議会が保有する施設と共にバリアフリー化等の施設の充実を図る必要があります。

また、障がい者が、地域の中で安心して暮らしていくためには、就労の確保は重要な課題です。しかしながら、昨今の経済情勢等、障がい者を取り巻く社会環境は大変厳しい状況です。

働く意欲のある障がい者が、職業適性と能力に応じて就労の機会を得られるよう、関係機関との連携のもと、地域社会全体で支援していくことが求められています。

アンケート

「障がいのある人を社会参加しやすくするため、地域として大切なことは何だと思いませんか。」



※平成19・24年市民アンケート調査（佐久市調査）

アンケート結果

平成19年調査では、「障がいに対する理解」、「働く場の確保」、「福祉サービスの充実」を求める意見が多数でしたが、平成24年調査でもその傾向に変わりはありません。しかし、「働く場の確保」では、平成24年調査で対前回比が6.3%上昇しています。このことは、昨今の厳しい経済情勢を反映して、障がい者の「働く場の確保」が困難であることの裏付けであると言えます。

具体的施策の展開

- 福祉施設の充実
- 障がい者の就労支援

今後の取り組み

●地域住民の取り組み

あらゆる機会を通してユニバーサルデザイン*やバリアフリーの概念の理解に努めましょう。

●社会福祉協議会の取り組み

市からの指定管理は、市と協議をし、社会福祉協議会が保有する施設と共にバリアフリー化等の施設の充実に努めます。

障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、「就労継続支援B型事業」を実施し、必要な訓練その他の支援を効果的に行います。

●市の取り組み

佐久圏域障がい者就業・生活支援センター、ハローワーク等の関係機関と連携し、雇用者の障がいに対する理解を深め、就労の場の確保と就労の定着のための支援を行います。

具体的な事業

区分	事業名称	内容
継続	福祉施設の充実	誰もが安心・安全に利用できるように、福祉施設の充実に努めます。
継続	就労継続支援B型事業	障がい者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、就労の機会を提供するとともに、通所により生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、知識及び能力向上のために必要な訓練その他の支援を適切かつ効果的に行います。

*ユニバーサルデザイン：すべての人が使いやすいように考慮してつくられた都市や生活環境をデザインする考え方



【就労継続支援B型事業】



【老人福祉センター 長寿閣】

(3) 福祉サービスの適切な利用の促進

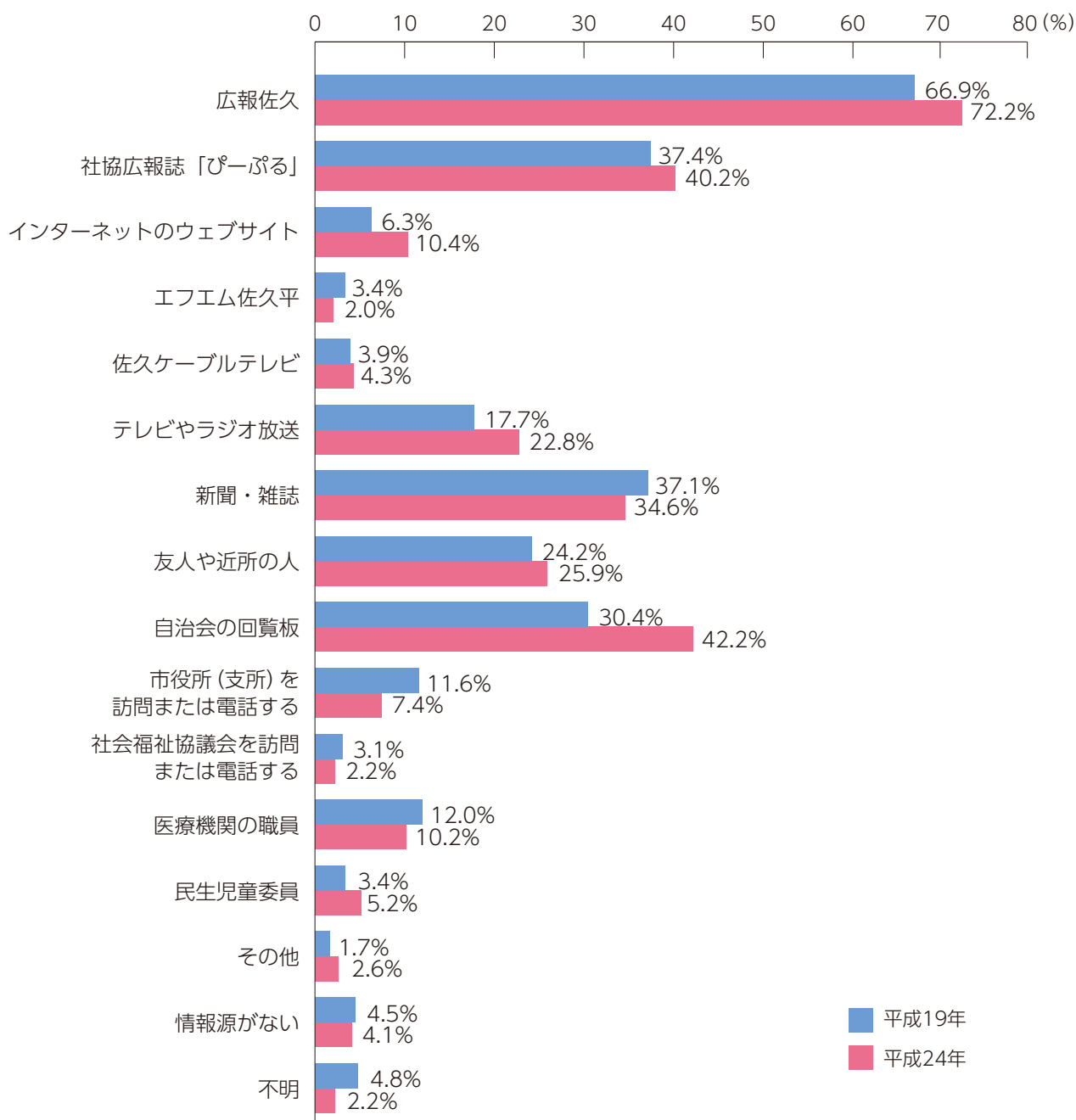
現状と課題

判断能力が不十分な高齢者、障がい者等、市民一人ひとりの人権が保障され、必要な支援が受けられる環境づくりが求められています。

このため、判断能力が不十分な方々が安心して地域で生活を送れるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知・利用促進を図る必要があります。

アンケート

「あなたは福祉サービスに関する情報はどこから入手していますか。」



※平成19・24年市民アンケート調査（佐久市調査）

アンケート結果

平成19年の調査では、「広報佐久」、「社協広報誌ぴーぷる」、「新聞・雑誌」、「自治会の回覧板」等が回答の多くを占めていました。平成24年調査でもその傾向に変化はあまりありませんでした。今後も上記媒体のほか、「社協ホームページ」を積極的に活用した広報に努める必要があります。

具体的施策の展開

- 相談体制の充実
- 福祉サービスの情報提供
- 権利擁護の推進

今後の取り組み

●地域住民の取り組み

成年後見制度*や日常生活自立支援事業*等の権利擁護事業に関する理解を深めましょう。判断能力が不十分な高齢者や障がい者への声かけ、見守りをしましょう。

●社会福祉協議会の取り組み

判断能力の不十分な高齢者・障がい者の権利擁護に関する相談窓口を開設します。

判断能力の不十分な高齢者・障がい者が適切に福祉サービスを受けられるように、日常生活自立支援事業を実施します。

今後、佐久広域連合障害者相談支援センター・成年後見支援センター、市、地域包括支援センター等と連携し、成年後見制度の利用促進を図る役割を模索してまいります。

心配ごと相談所・結婚相談所を開設し、各相談事業を実施します。

●市の取り組み

判断能力が不十分な高齢者や障がい者に対し、相談窓口になるとともに、佐久広域連合障害者相談支援センター・成年後見支援センター、地域包括支援センターまたは社会福祉協議会と連携し適切な対応をします。

*成年後見制度：知的障がい、精神障がい、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。具体的には、法的に選任された代理人によって、判断能力が不十分な人に関する契約の締結などを代わりに行ったり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合それを取り消すなどしてこれらの人を不利益から守るもの。

*日常生活自立支援事業：高齢者や障がい者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるように、福祉サービスの利用などに関する相談やお手伝い（援助）をし、その生活を支援する事業。

具体的な事業

区 分	事業名称	内 容
継 続	地域包括支援センターとの連携	高齢者の権利擁護における相談窓口として、日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携を図ります。
継 続	心配ごと相談所の開設	市民の抱える諸問題や心配ごと等の相談事業を実施します。
継 続	日常生活自立支援事業	判断能力に不安がある高齢者、障がい者に関して、福祉サービス利用の相談及び日常的な金銭管理等を支援します。
継 続	結婚相談所の開設、婚活イベント開催	結婚に係る相談事業を実施するとともに、婚活イベント等を実施します。



【結婚相談】



【婚活イベント】

(4) 介護保険事業・障害福祉サービス事業の利用促進

現状と課題

高齢者や障がい者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、サービス提供事業者として、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、通所介護事業所等を運営しています。

引き続き、安定的なサービス提供ができるよう、サービスの質や職員の資質向上を図る必要があります。

具体的施策の展開

- 研修会等の実施
- サービスの情報提供

今後の取り組み

●地域住民の取り組み

介護保険制度や障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する制度など、福祉・介護サービスについて理解を深めていただき、必要な人に、必要なサービスが利用できるようサービス提供者に橋渡しをしましょう。

●社会福祉協議会の取り組み

各種の研修会を実施し、より質の高いサービスを提供します。

介護保険制度など、福祉に関する制度やサービスの内容を、住民の皆さんに知っていただき、有効に活用できるよう普及に努めます。



【デイサービス】

具体的な事業

区 分	事業名称	内 容
継 続	居宅介護支援事業	要介護者等に対し、介護保険から給付されるサービス等を適切に利用できるように、要介護者等の依頼を受けて介護サービス計画の作成等を行います。
継 続	訪問介護事業	要介護者等に対し、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる介護を行います。
継 続	通所介護事業	高齢者の要介護状態の軽減、若しくは機能低下の防止に資するよう必要な日常生活上の介助及び機能訓練を行い、利用者の社会的孤独感の解消、心身の機能の維持並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
継 続	障害福祉サービス事業	障がいのある方へ、居宅において入浴、食事等の介護のために介護員を派遣し、日常生活を営むのに必要な支援を行います。
新 規	特定相談支援事業	障がいのある方が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、生活相談支援計画の作成、関係機関との連絡調整等を行います。
新 規	あいとぴあ白田短期入所事業	介護者が出産・疾病・冠婚葬祭などにより、一時的に日常生活が困難となった高齢者に短期入所していただき、在宅の高齢者及びその家庭の福祉の向上を図ります。
新 規	福祉有償運送事業	公共交通機関を利用することが困難な高齢者や障がいのある方に対し、積極的な外出を促すため、通院、通所、余暇の有効活用などを目的に車による有償運送サービスを行います。

(5) 地域福祉を充実し促進するためのしくみづくり

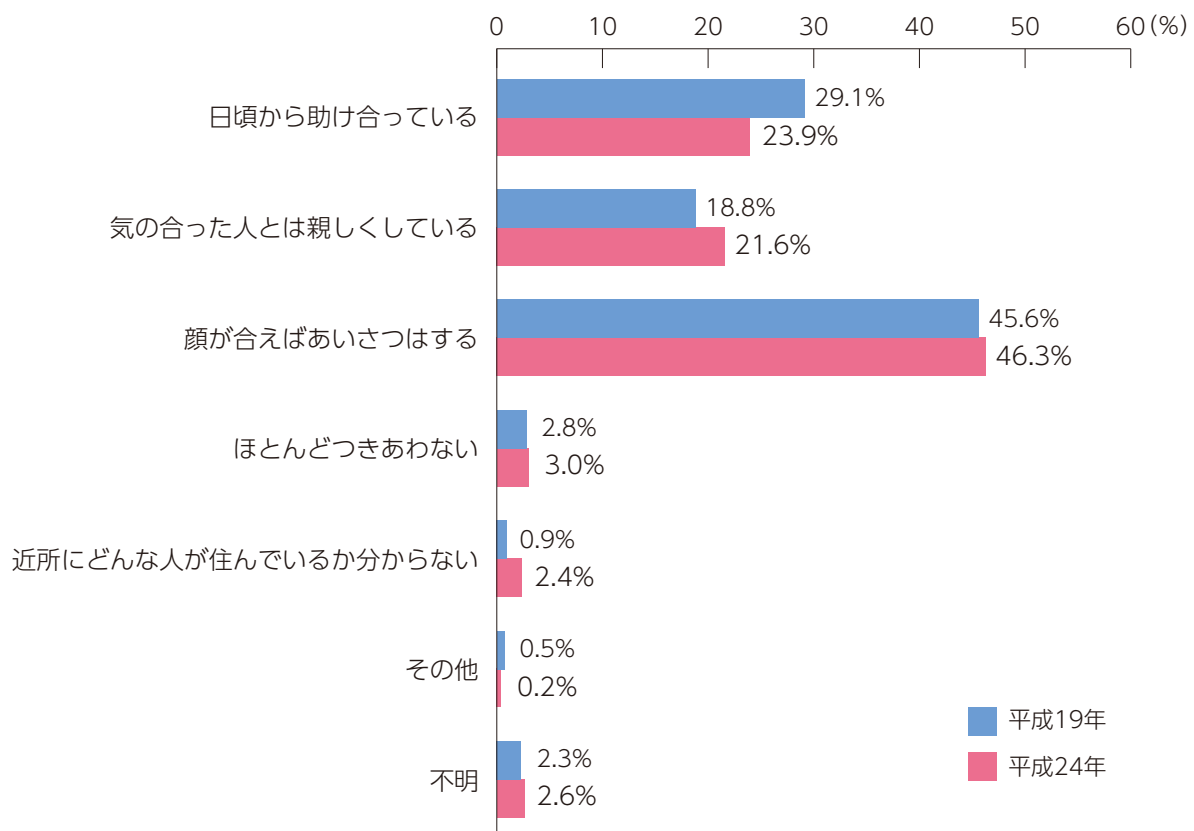
現状と課題

地域のニーズに対し、住民自らが早期発見・早期対応ができるように「地域福祉ネットワーク事業」、「災害時住民支え合いマップ」の作成を推進しています。

民生児童委員、区役員等との連携を図り、地域課題の把握や早期対応が必要となっています。

アンケート

「近隣の人とどの程度の付き合いをしていますか。」



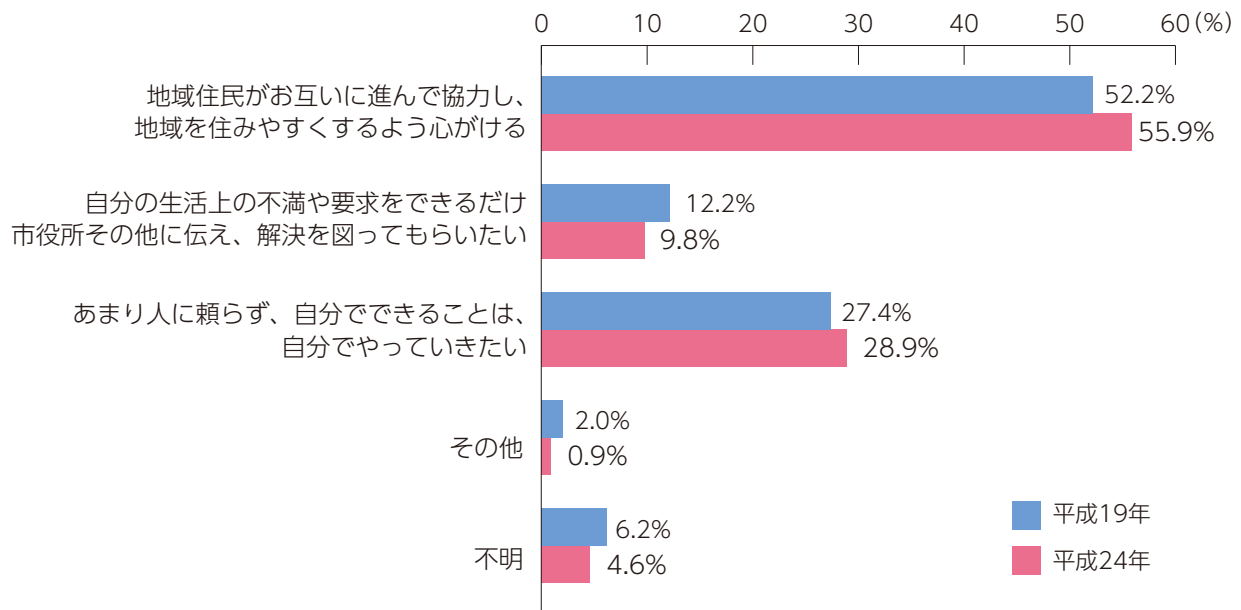
※平成19・24年市民アンケート調査（佐久市調査）

アンケート結果

平成19年調査では、「日頃から助けあっている」と回答した者が29.1%、「気の合った人とは親しくしている」と回答した者が18.8%でした。それが、平成24年調査では、それぞれ23.9%と21.6%と逆転しています。これは、平成19年調査時より、いっそう近隣の人との付き合いは減少し、地域に居住する者同士が疎遠になる傾向であることがうかがえます。

アンケート

「地域生活についてどのようにお考えですか。」



※平成19・24年市民アンケート調査（佐久市調査）

アンケート結果

前出のアンケート「近隣の人とどの程度付き合いをしていますか。」とは逆の結果で、「地域住民がお互い進んで協力し、地域を住みやすくするよう心がける」が平成24年調査では、3.7%上昇しています。これは、近隣との付き合いは減ってきている現状があるが、お互いに協力して地域を住みやすくしたい願望はあるということが分かります。

このことから、住民相互の助け合いや交流の輪を広げ、共に支え合う地域づくりを行う「地域福祉ネットワーク事業」等を推進する必要があります。

具体的施策の展開

- 地域福祉ネットワークの構築
- 緊急時の体制づくり

今後の取り組み

●地域住民の取り組み

地域福祉の推進にあたっては、一人ひとりのつながりを強め、お互いの信頼関係を築きながら、お互いに助け合える地域づくりに努めましょう。

地域住民の連帯意識が希薄化した地域社会の中で、日頃から地域での支え合いを意識し、コミュニティ活動の促進に積極的に関わらしましょう。

●社会福祉協議会の取り組み

「地域福祉ネットワーク事業」の推進、「災害ボランティア講座」の実施等を通じて、住民の皆さんとともに、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

「高齢者等給食サービス事業」、「安心コール事業」、「お元気レター事業」等により、目配り、気配り、声かけが出来る地域づくりを支援していきます。

●市の取り組み

地域福祉団体などの関係機関と連携強化を図り、地域課題を共有することから、ネットワークづくりを促進します。



【お元気レター】

具体的な事業

区 分	事業名称	内 容
継 続	地域福祉ネットワーク事業	地域住民が自ら地域の福祉課題に取り組むために区内に福祉推進委員を配置して、きめ細かな福祉問題を取り上げて問題解決を早急に図り、見守り活動を行う目的で実施します。
継 続	災害ボランティアセンターの設置	甚大な災害が発生した際に、住民ボランティア並びに各地より訪れるボランティアの受入、関係機関との連絡調整等迅速な対応を行う窓口としての災害ボランティアセンターを設置運営します。
新 規	災害ボランティア講座	防災に係る意識や心構えの習得と防災力を高めることを目的に、自らを守るための講座等を開催し、災害ボランティアの養成に努めます。
継 続	災害時住民支え合いマップの作成	災害時等に要援護者を迅速に避難誘導するため、地図に要援護者宅を印した福祉マップを作成します。また、福祉マップ作成の過程における福祉ネットワークづくりを行います。
継 続	生活福祉資金貸付事業	低所得世帯等に対し資金の貸付を行います。
継 続	各区との連携	要援護者を日常的に支えられるように、相談、協力、支援を行います。
継 続	高齢者等給食サービス事業	ひとり暮らしの高齢者等へ、お弁当を配達し、安否確認や健康状態の把握、孤独感の解消を図ります。
継 続	安心コール事業	ひとり暮らしの高齢者等に、孤独感の解消や安否確認を目的に電話による声かけを実施します。
新 規	ふれあいいいききサロン世話人交流会事業	ふれあいいいききサロンの世話人を対象とした研修会を開催し、その資質向上と世話人同士の交流を図ります。
継 続	福祉バス運行事業	交通手段の確保が困難な、馬坂・広川原地区の高齢者を対象に、毎月1回、市等の行政機関の手続き、健康診断、買い物等生活活動と両地区の交流推進を目的に福祉バスを運行します。
継 続	お元気レター事業	ひとり暮らしの高齢者等に絵手紙を送付し、孤独感の解消を図ります。



【災害ボランティア講座】



【高齢者等給食サービス】

3 心とからだの健康（生きがい）づくり

（1）健康づくりの推進

現状と課題

ふれあいいきいきサロン事業等の利用者の固定化が見られる地区もあり、また、地区での健康促進と親交を深めるための機会が減少しています。利用者の固定化、親交機会の減少の原因は、交通手段がないことや、周知されていないという理由があげられます。

交通の確保、広報等を利用してサービス周知の充実を図っていく必要があります。

具体的施策の展開

- 健康のための生活習慣・生活環境の改善
- 介護予防体制の充実

（今後の取り組み）

●地域住民の取り組み

「ふれあいいきいきサロン事業」の充実を図りましょう。
高齢者等に福祉サービスの周知を促しましょう。

●社会福祉協議会の取り組み

地区集会施設を利用して区単位で開催する「ふれあいいきいきサロン事業」を支援し、その普及に努めるとともに、生活機能や歩行能力等の低下が見られる高齢者に対して「介護予防ふれあいサロン事業」を展開します。

また、これらの事業は、社協広報誌「ぴーぷる」並びに社協ホームページを活用してその周知に努めます。

●市の取り組み

乳幼児から高齢期までライフステージを通じた健康づくりを進めます。

健康づくり活動や疾病予防活動を推進し、地域での健康づくり活動を行う、リーダーの育成を図ります。

健康診査の内容を充実するとともに、受診しやすい体制を整えます。

健康診査の受診勧奨を行い、健診結果に基づいた生活習慣の改善を図ります。

「介護予防ふれあいサロン事業*」などを通じて高齢者の交流促進を図り、地域に根づく介護予防の推進に努めます。

*介護予防ふれあいサロン事業：二次予防高齢者に対して、老人福祉センターなどの施設を利用して介護予防のための運動指導、うつ・閉じこもり・認知症予防のための音楽、レクリエーション活動を提供する事業。（市事業）

【具体的な事業】

区 分	事業名称	内 容
継 続	ふれあいいいききサロン事業	地区の集会施設等を利用して、高齢者の閉じこもり予防、認知症予防を目的に区単位でサロン（お茶飲み会）を開催します。
継 続	介護予防ふれあいサロン事業	生活機能や歩行能力等の低下が見られる高齢者に対して、日常動作訓練やリハビリ、栄養指導など、個人にあった介護予防指導を実施します。

（関連する資料）

ふれあいいいききサロン開催地区数の推移

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開催地区数（区）	110	122	118	124	135
参加人数（人）	13,073	14,170	14,541	15,806	15,733

※佐久市社会福祉協議会が交付する助成金対象地区



【ふれあいいいききサロン】



【介護予防ふれあいサロン】

(2) 生きがいつくりの推進

現状と課題

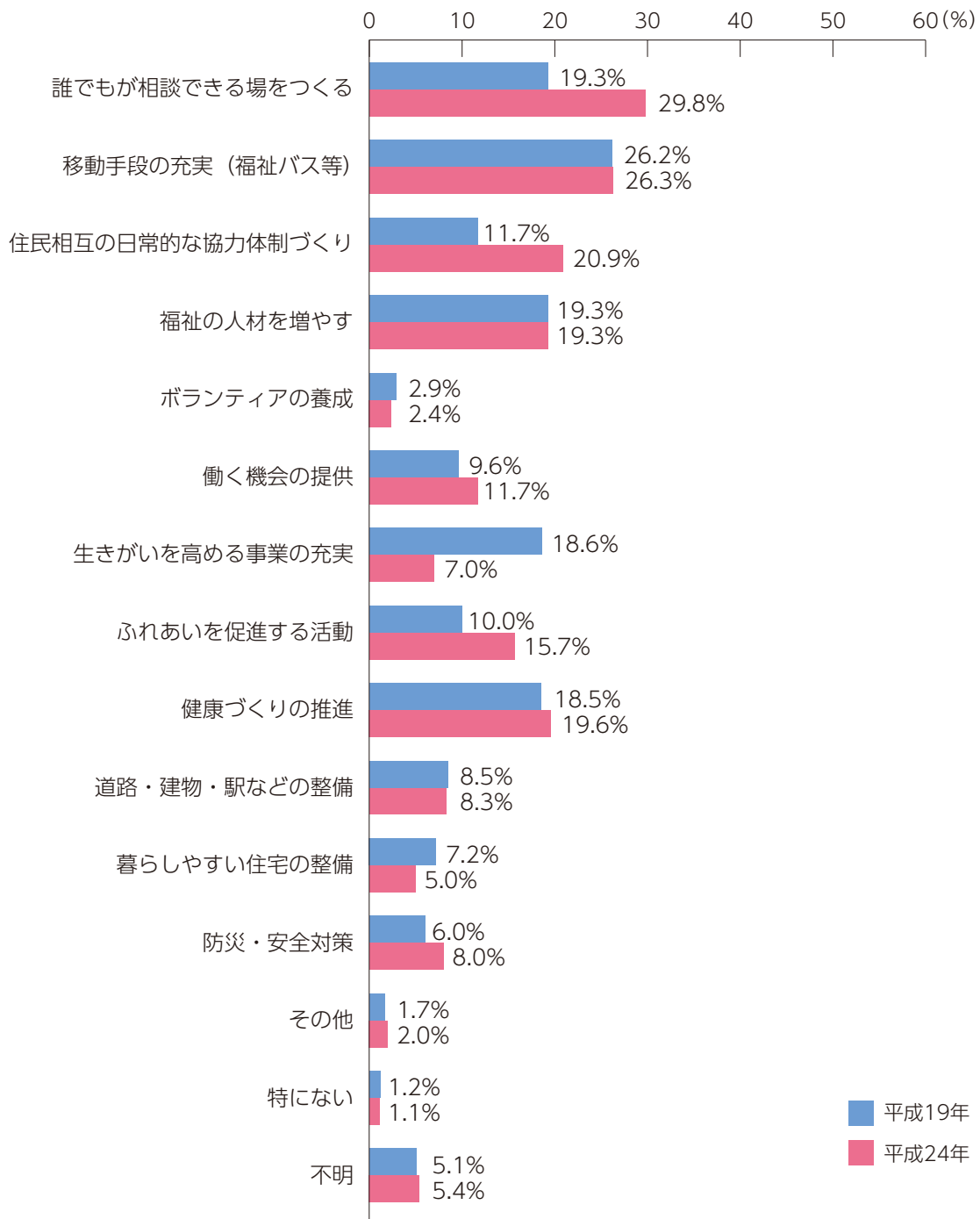
ひとり暮らし高齢者、夫婦二人世帯、日中一人暮らし高齢者が増加しています。そしてこれら高齢者等の外出場所が少ないのが現状です。

このため、地域コミュニティの必要性和地域コミュニティ推進のための人材育成が必要となっており、高齢者が集まれる場の提供と交流・学習ができる場を設けることが必要です。

また、障がい者は、活動範囲が制限されることが多いことから、外出先が固定してしまいがちです。このため障がい者には心身のリフレッシュ等を目的とした事業が必要です。

アンケート

「高齢者が住みよいまちを作るために大切なことは何だと思いませんか。」



※平成19・24年市民アンケート調査 (佐久市調査)

アンケート結果

平成19年調査と平成24年調査では、「生きがいを高める事業の充実」が11.6%の減少に対し、「誰でもが相談できる場をつくる」が10.5%「住民相互の日常的な協力体制づくり」が9.2%、それぞれ増加しました。これは、地域コミュニティの必要性を示唆するもので、高齢者が集まれる場の提供である、「ふれあいいきいきサロン事業」を推進する必要があります。

具体的施策の展開

- 健康で長寿を楽しめるしくみづくり
- 高齢者・障がい者の生きがいづくり

(今後の取り組み)

●地域住民の取り組み

小地域単位でのコミュニティづくりに参加しましょう。

●社会福祉協議会の取り組み

地区集会施設等を利用して、「ふれあいいいきサロン事業」によるサロン（お茶飲み会）、60歳以上の男性を対象にした「シルバークッキングスクール」等とおして健康で長寿を楽しめるしくみづくりを支援します。合わせて老人クラブが行う趣味や知識・技術を生かした世代間交流等の活動を支援します。

また、障がい者、その介護者を対象とした「希望の旅事業」等を実施して心身のリフレッシュ等に努めるとともに、障がい者団体の活動を支援します。

●市の取り組み

高齢者の生きがい対策や就労機会の確保のために、シルバー人材センターの機能の強化を支援します。

【具体的な事業】

区分	事業名称	内容
継続	ふれあいいいきサロン事業	地区集会施設等を利用して、高齢者の閉じこもり予防、認知症予防を目的に区単位でサロン（お茶飲み会）を開催します。
継続	老人クラブ活動の支援	趣味や知識・技術を生かした世代間交流を支援します。
継続	希望の旅事業	在宅の心身障がい者とその家族に社会交流の場を提供し、生きがいを高めることを目的に開催します。
継続	シルバークッキングスクール事業	60歳以上の男性を対象に、栄養士の指導のもと、仲間づくりや、一人暮らしになっても困らない事を目的に、身近にある食材を使ったバランスのとれた調理実習を行なっています。
継続	障がい者団体活動の支援	社会福祉大会、ふれあい広場等を通じて、障がい者団体の活動を支援しています。
新規	シニアの“力”アップ講座	元気で知識と経験が豊富なシニア世代が、ボランティア活動に積極的に参加していただくため、各種講習会を開催します。



【シルバークッキングスクール】



【希望の旅事業
2013年 黒部ダムへ】

第5章 計画の進行管理と評価

本計画に基づく事業の進行管理については、定期的に分析・評価をしていきます。

計画の目的を達成するため、社会福祉協議会と実施事業のPRに努め、常に効果的な事業展開をしていきます。

●社会福祉協議会事業評価について

評価が数値で測れるものについては、結果を社協広報誌「ぴーぶる」と社協ホームページに公表します。数値化が困難なものについては、毎年度末に事業実施による効果を検証し、翌年度の事業展開を図っていきます。

特に下記事業については、年度ごとに数値化して公表します。

1 ボランティアの育成事業

地域の状況やニーズにそったボランティア養成講座や研修会を開催し、ボランティアの育成拡充を図ります。

*ボランティア団体数・人数、ボランティア養成講座開催数

2 福祉体験教室事業

小中高校生、一般を対象に障がい者の講話や車いす体験等を行う福祉体験教室を開催し、障がい者への理解を進めていきます。

*福祉体験教室開催数

3 ファミリーサポート事業（ほっと・ホット）

育児支援と介護支援をするサポーターの講座を開催し、人材育成を行うとともに広く利用ができるようサポーターの養成を図ります。

*養成講座開催数、サポーター登録者数

4 ふれあいいきいきサロン事業

地区集会施設等を利用して、高齢者の閉じこもりや認知症予防などを目的に開催をしています。今後、全地区への開催を目指していきます。

*開催地区数、参加者数

5 結婚相談事業

結婚相談事業を充実させていくために、休日結婚相談所の開設や婚活イベントについても回数を増やしていきます。

*相談者数、イベント参加者数、成婚組数



資 料 編

1 策定経過

部会・幹事会の実施状況

期 日	項 目	内 容 等
平成25年 5月22日～6月21日まで	アンケート調査	20歳以上の市民男女 1,272人を抽出
平成25年6月27日	・地域福祉活動計画部員委嘱書交付式 ・部会長・副部会長の選任	・正副部会長の選出 ・今後のスケジュール ・活動計画の諮問
平成25年7月26日	・第1回地域福祉活動計画策定幹事会	・活動計画の基本体系について
平成25年8月20日	・第1回地域福祉活動計画策定部会	・活動計画の基本体系について
平成25年10月10日	・第2回地域福祉活動計画策定幹事会	・活動計画の素案について
平成25年11月28日	・第2回地域福祉活動計画策定部会	・活動計画の素案について
平成26年2月18日	・第3回地域福祉活動計画策定部会	・パブリックコメントの状況について ・活動計画（案）について
平成26年2月18日	・地域福祉活動計画（案）答申	

住民懇談会の実施状況

期 日	会 場	地 区	主な参加者
平成25年9月17日	・浅間会館	東地区 浅間地区	<ul style="list-style-type: none"> ・区役員 ・民生児童委員 ・支部（地区）社協会員 ・赤十字奉仕団 ・老人クラブ会員 ・ボランティア ・住民等
平成25年9月19日	・あいとぴあ白田	白田地区	
平成25年9月25日	・駒の里ふれあいセンター	浅科地区 望月地区	
平成25年9月30日	・野沢会館	野沢地区 中込地区	

パブリックコメントの実施状況

実施期間	周知方法	佐久市地域福祉活動計画 （素案）閲覧場所	意見募集方法
平成26年1月6日 ～1月17日	社協広報誌 「ぴーぷる」1月号・ 社協ホームページに 掲載	本 所 白田支所 浅科支所 望月支所	電話 FAX メール

2 計画策定部会設置要綱

佐久市地域福祉活動計画策定部会設置要綱

(設置)

第1条 佐久市社会福祉協議会における民間主体の地域福祉活動計画を策定するため、佐久市地域福祉活動計画策定部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 部会は、佐久市社会福祉協議会長（以下「会長」という。）の諮問に応じて、計画の策定に関することとする。

(構成)

第3条 部会は、部員15名をもって構成する。

2 部員は、地域住民、地域福祉関係者、行政関係者及び学識経験者を会長が委嘱する。

(任期)

第4条 部員の任期は、委嘱の日から2年以内とする。

2 補欠により就任した部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部長及び副部長)

第5条 部会に部長1名及び副部長1名を置く。

2 部長は、部員の互選による。

3 副部長は、部長が指名する。

4 部長は、部会を代表し会務を総括する。

5 副部長は、部長を補佐し部長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会は、部長が招集し、部長は会議の議長となる。

2 部長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、説明あるいは意見を聞くことができる。

(幹事会の設置)

第7条 部会が付託した事項を調査・研究し、計画素案を作成するため、幹事会を設置する。

2 幹事会の部員は、会長が委嘱する。

3 幹事会に会長1名及び副会長1名を置き、部員の互選とする。

(庶務)

第8条 部会の庶務は佐久市社会福祉協議会福祉課が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

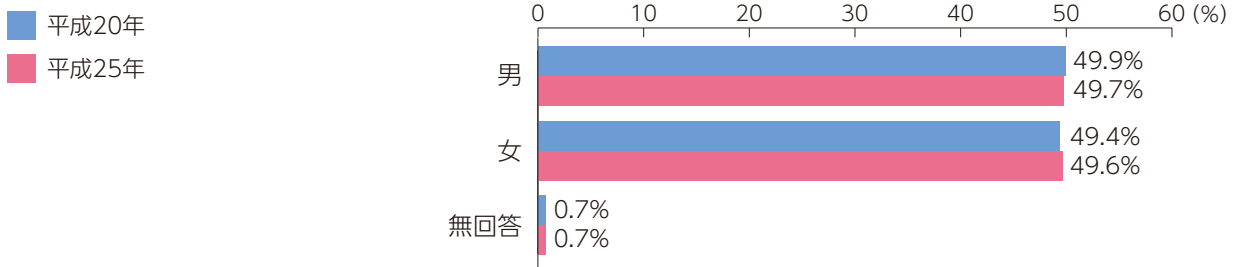
この要綱は、平成22年3月1日から施行する。

3 計画策定部会名簿

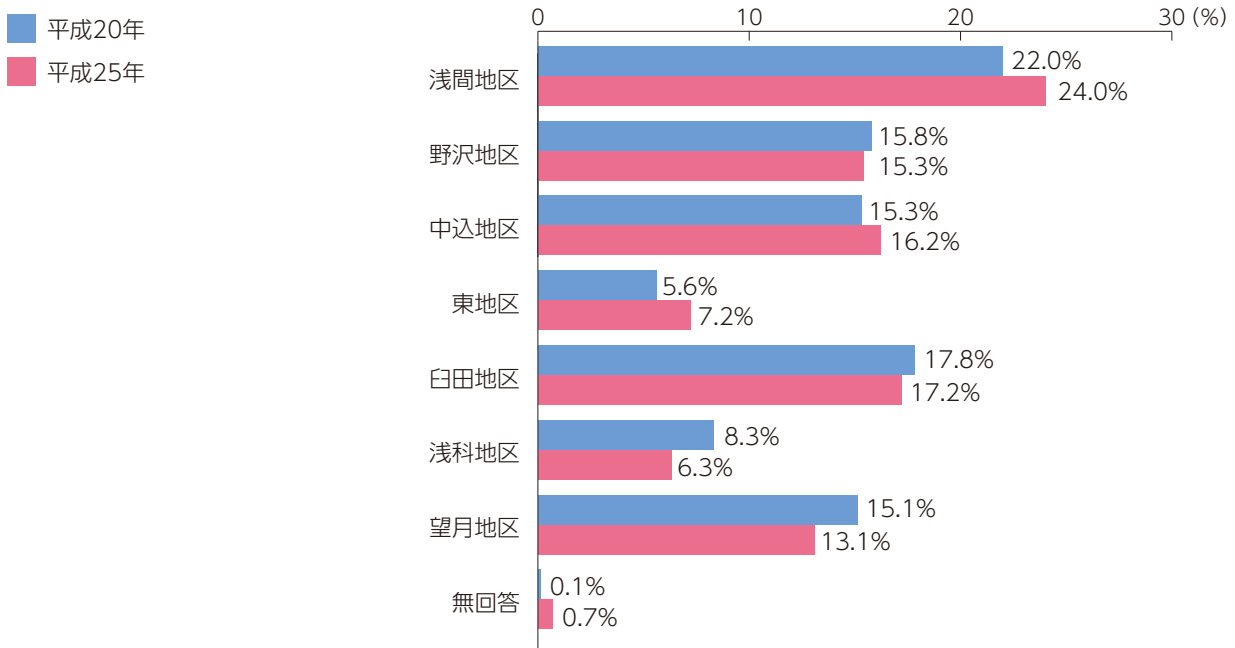
役職名等	氏 名	選出区分
部 会 長	小 平 瑞 穂	区長会
副 部 会 長	松 本 芳 美	公募
部 員	小 平 實	民生児童委員協議会
〃	高 見 澤 秀 明	老人クラブ連合会
〃	鷹 野 洋 美	地域包括支援センター
〃	小 林 壽 夫	身体障害者福祉協会
〃	河 野 正 弘	障害者福祉施設
〃	山 口 正 義	精神障がい者家族会
〃	鷹 野 正 子	保育協会
〃	丸 田 浩 之	P T A 連 合 会
〃	田 村 善 子	ボランティア
〃	加 藤 み ち 代	教育関係（信州短期大学）
〃	津 金 吉 弘	公募
〃	土 屋 や よ い	福祉団体
〃	高 地 利 重	行政関係（福祉課長）

4 計画市民意識アンケート調査

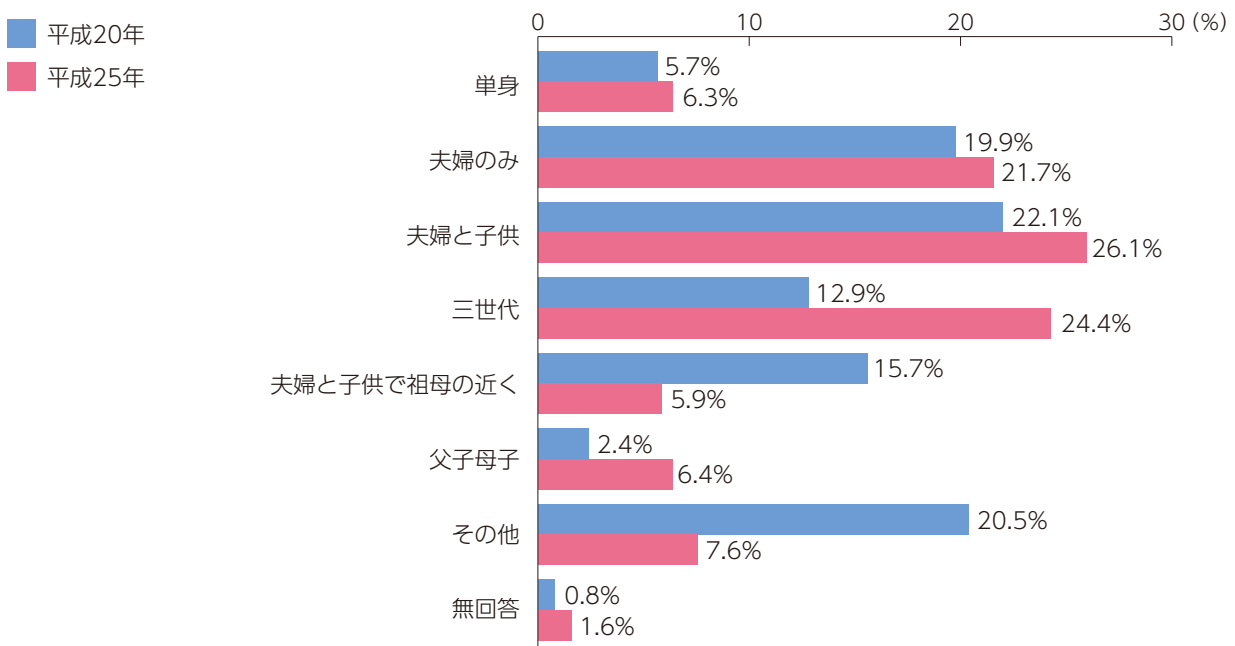
問1 あなたの性別をお答えください。



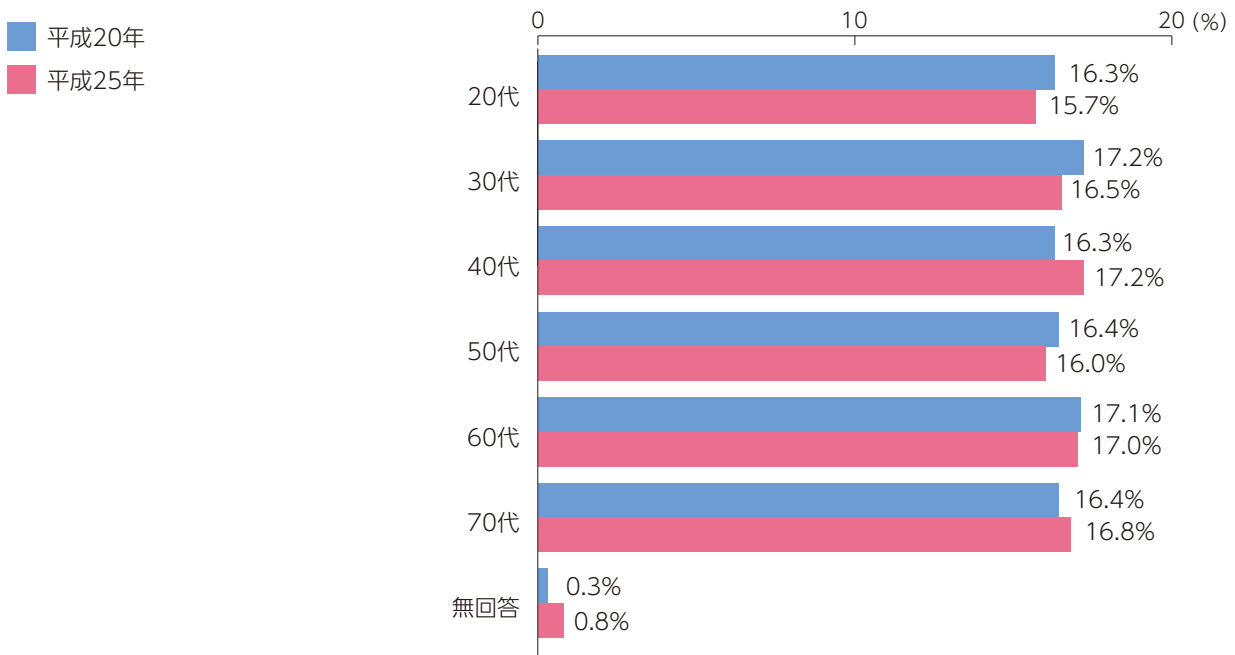
問2 あなたのお住まいの地域をお答えください。



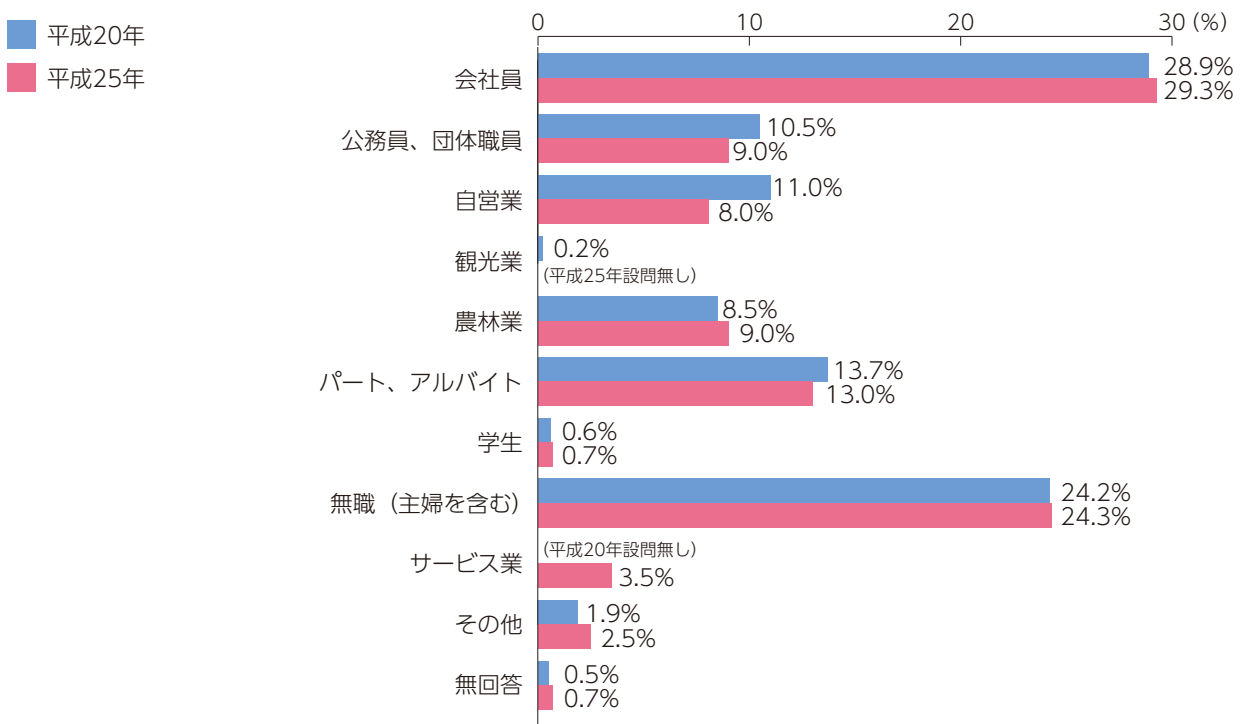
問3 あなたの家族構成をお答えください。



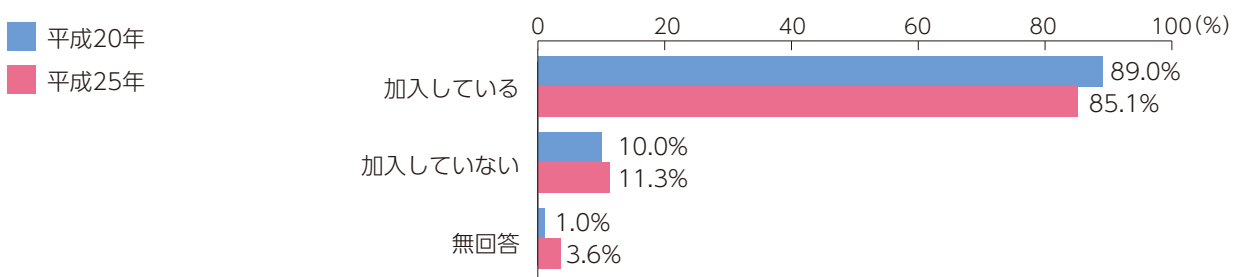
問4 あなたの年齢をお答えください。



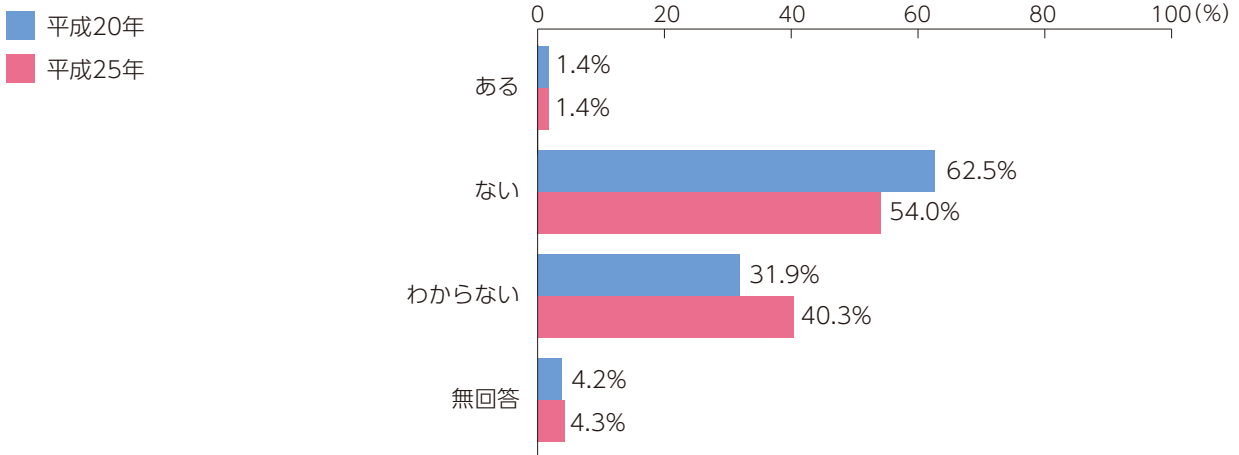
問5 あなたの現在の職業を次の中からお選びください。



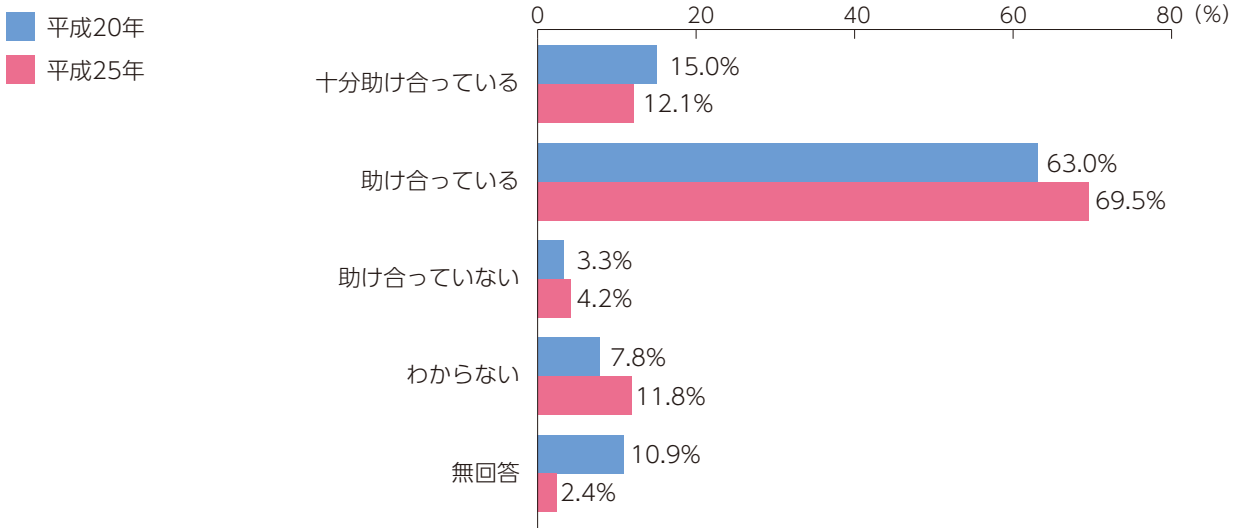
問6 あなたは隣組に加入していますか。



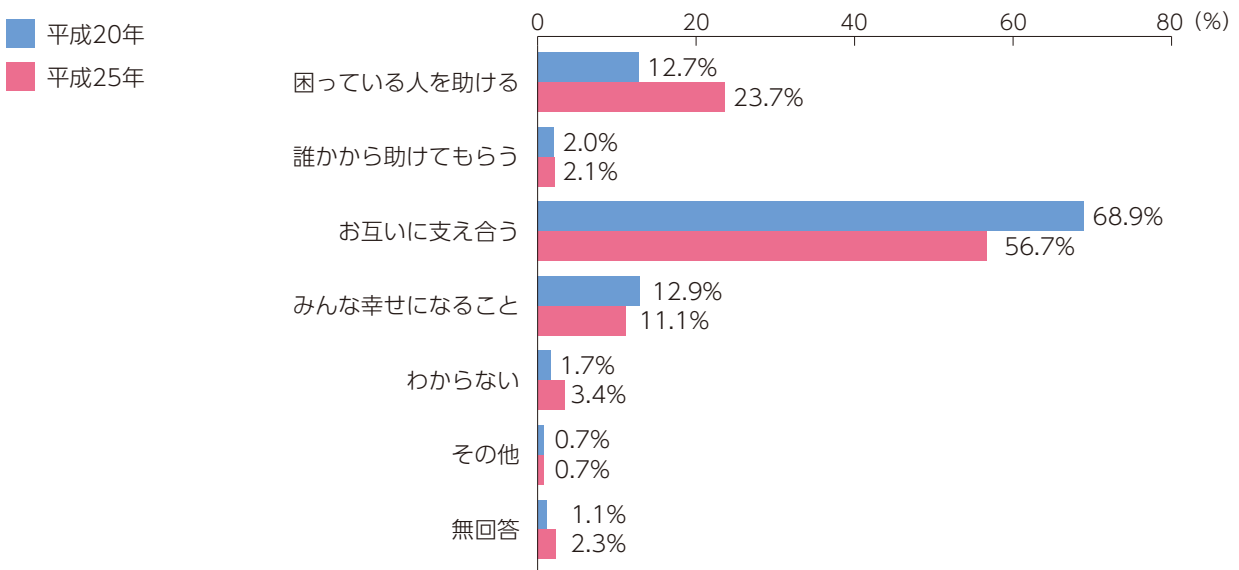
問7 問6で「加入していない」と答えた方であなたは隣組に加入していないことで不便を感じたことがありますか。



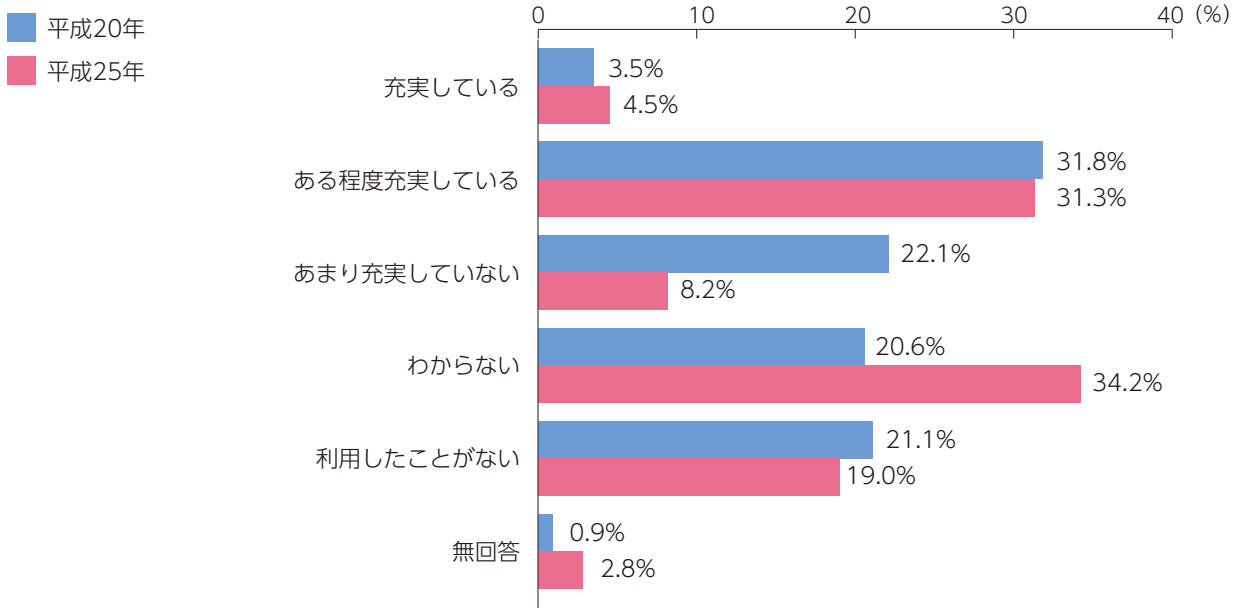
問8 あなたのご近所は、お互いに助け合っていると思いますか。



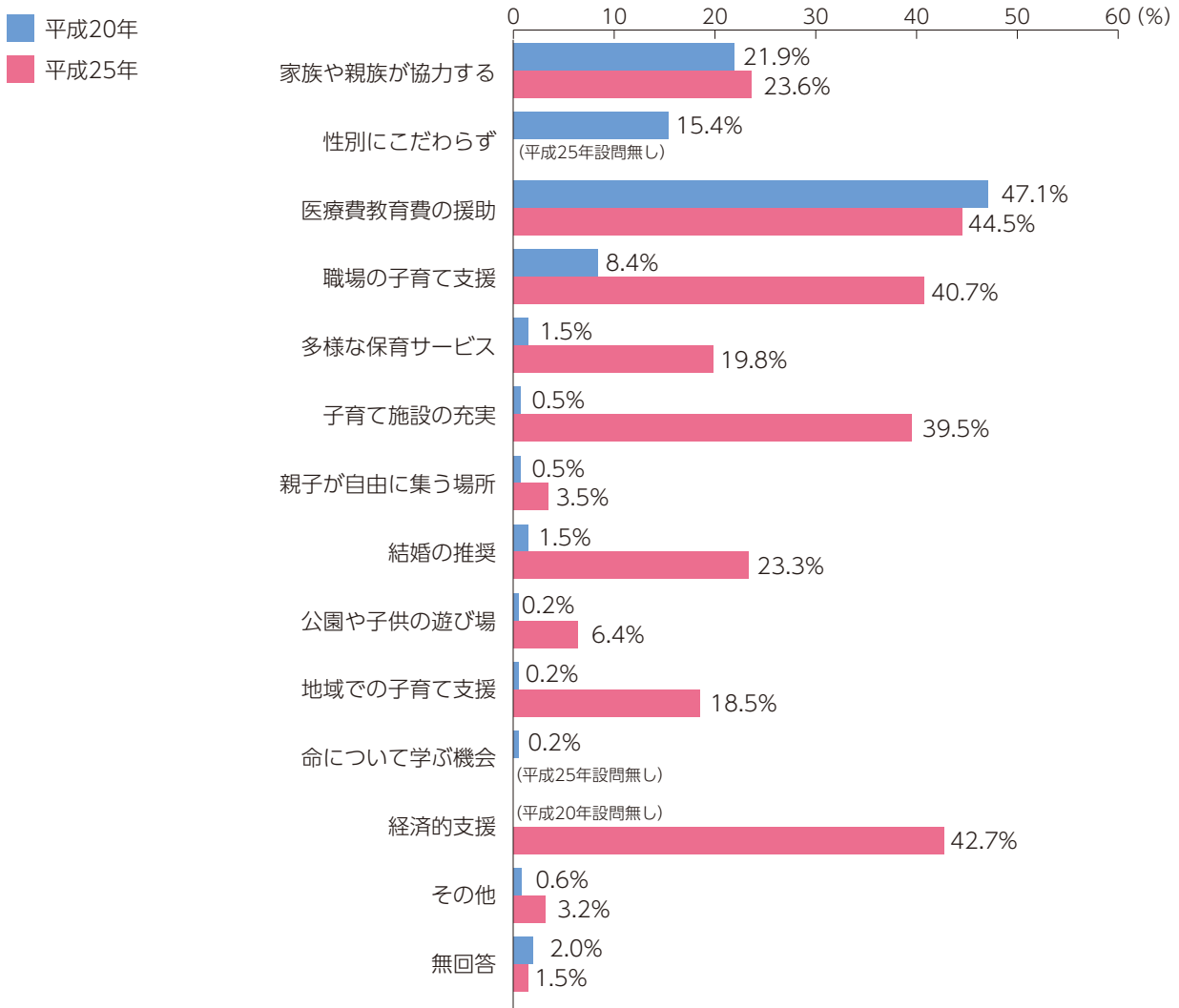
問9 あなたは福祉という言葉をごどのように感じていますか。



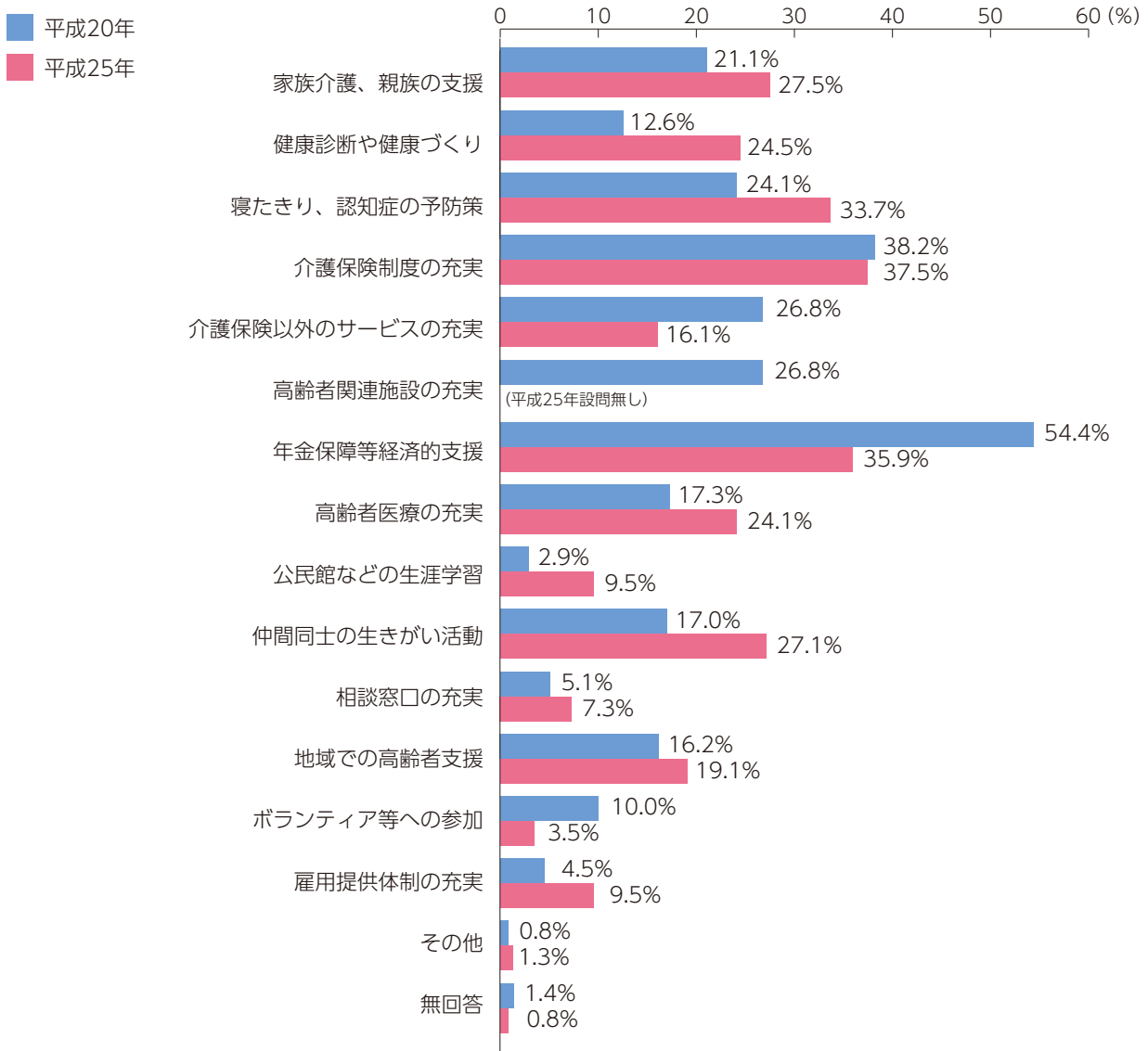
問10 現在の社会福祉協議会の福祉サービスについてどうお考えですか。



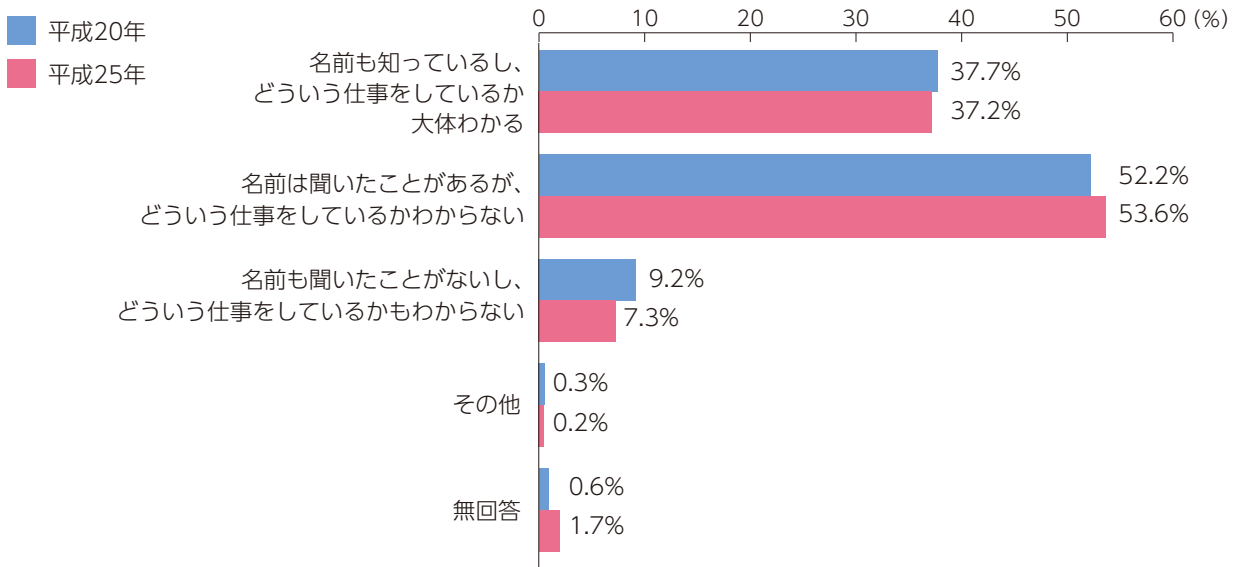
問11 少子化の対策として何が必要ですか。(3つまで)



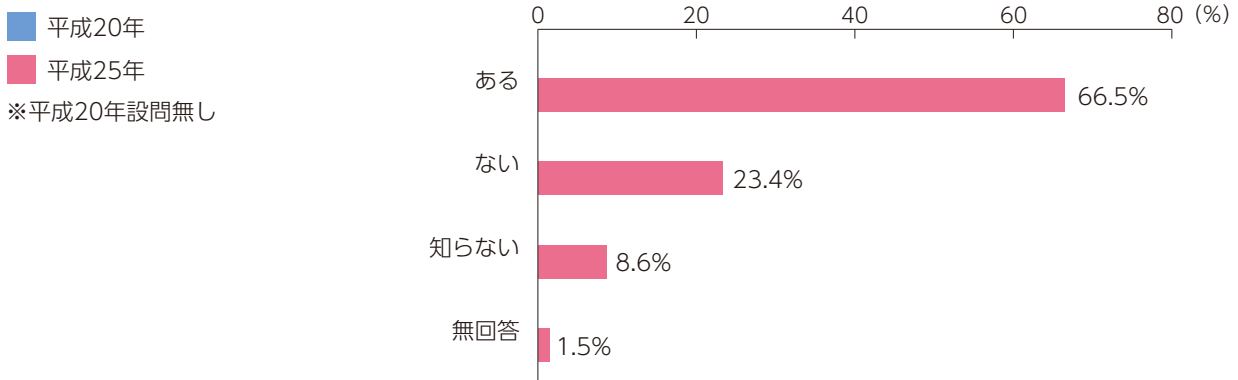
問12 高齢化の対策として何が必要だと思いますか。(3つまで)



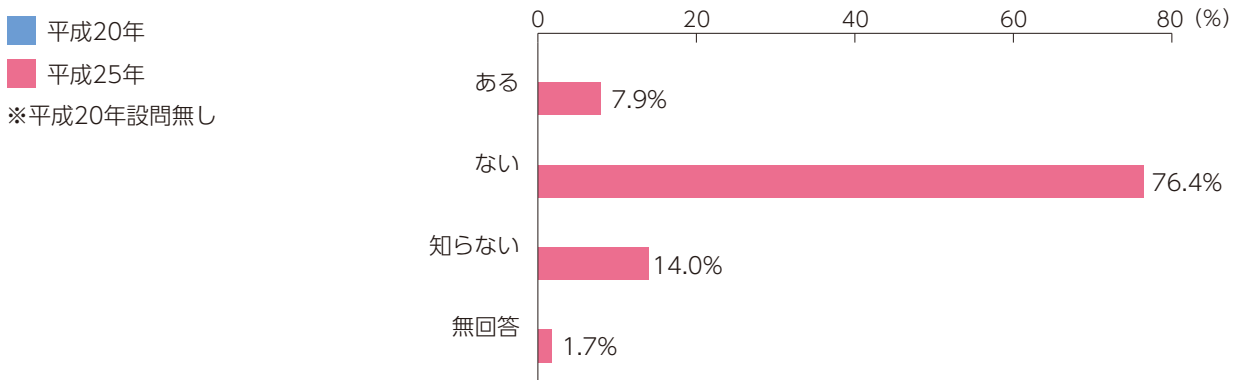
問13 佐久市社会福祉協議会についてお聞きいたします。



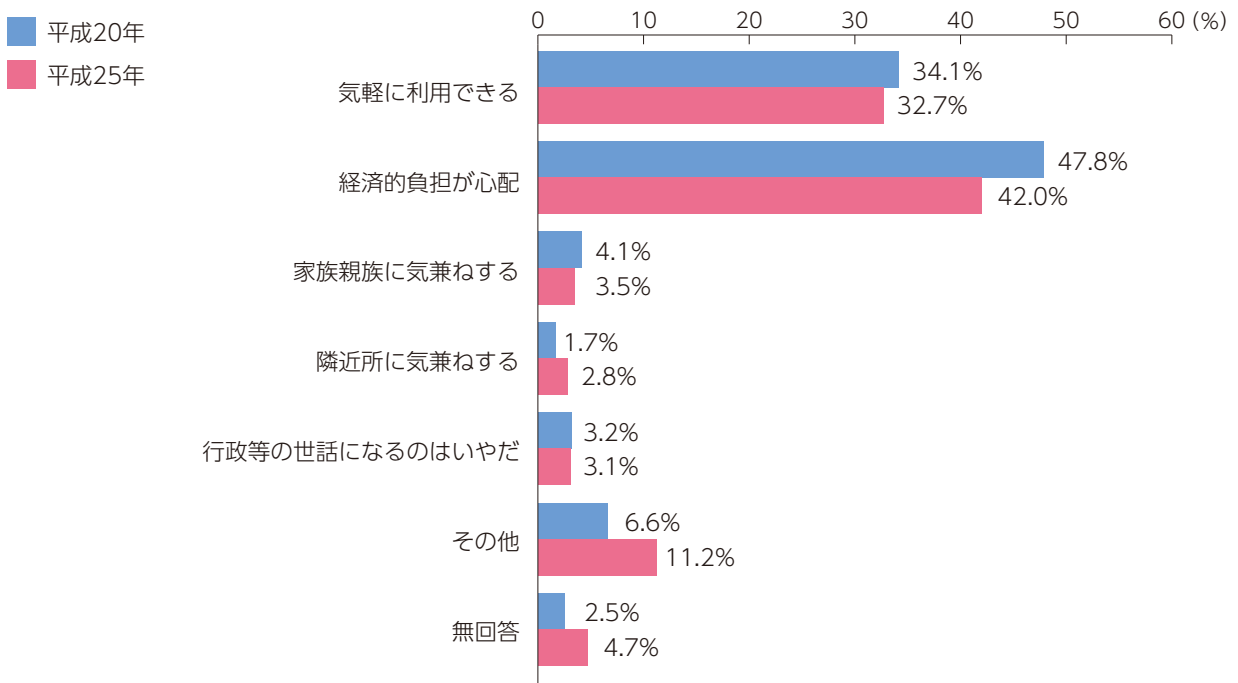
問14 佐久市社会福祉協議会が発行している社協報「ぴーぷる」を読んだことはありますか。



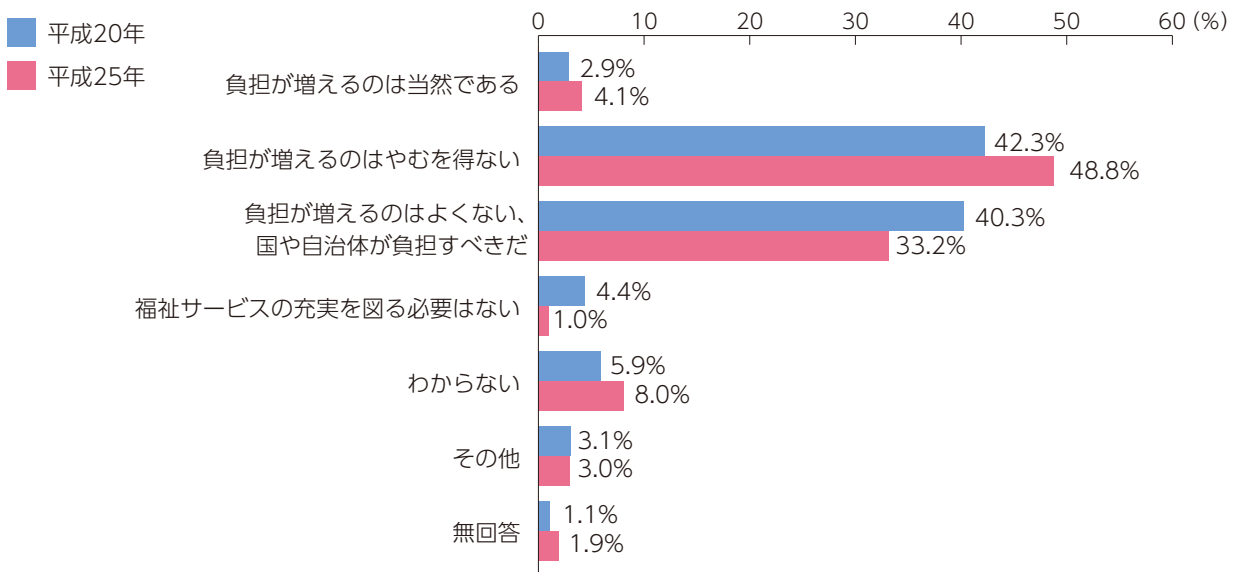
問15 佐久市社会福祉協議会が開設しているホームページをご覧になったことはありますか。



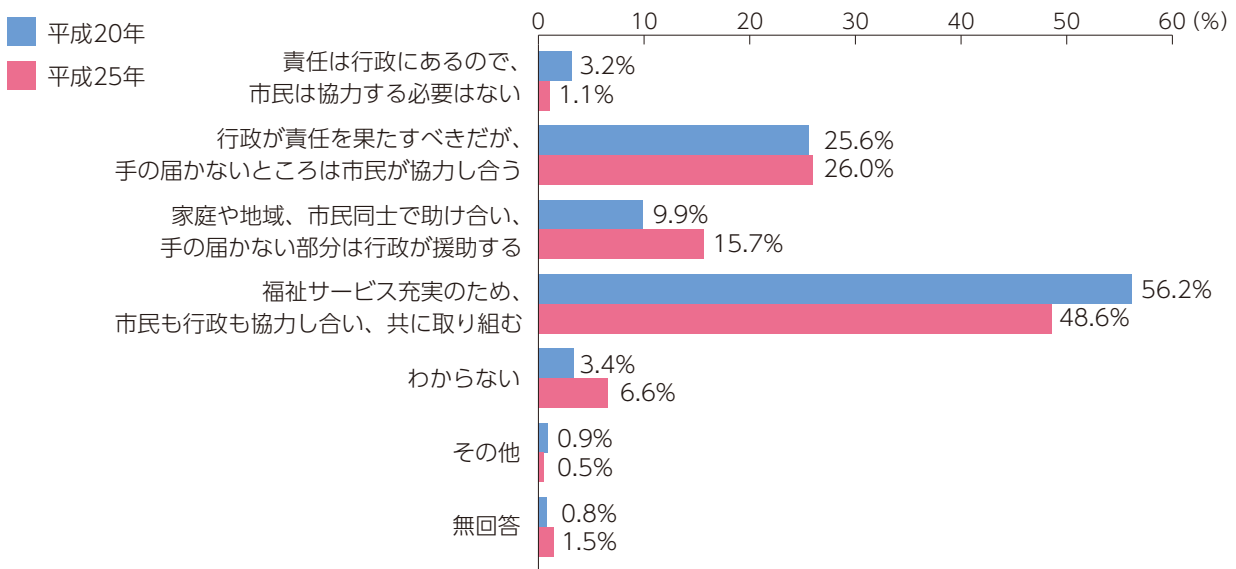
問16 福祉サービスを抵抗なく利用することができますか。



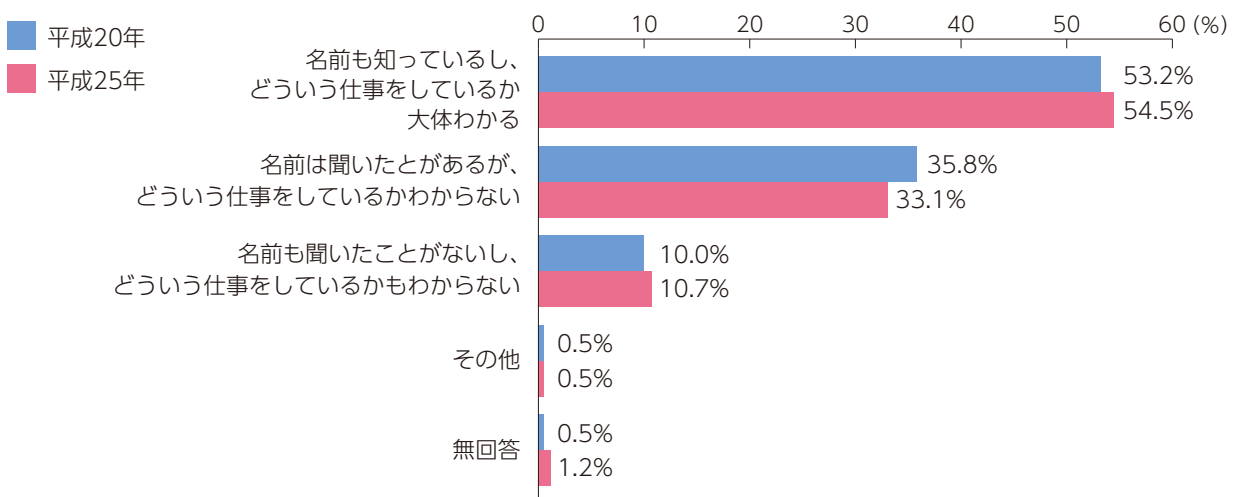
問17 福祉サービスを充実するため、個人の経済的負担が増えることについてどのように思われますか。



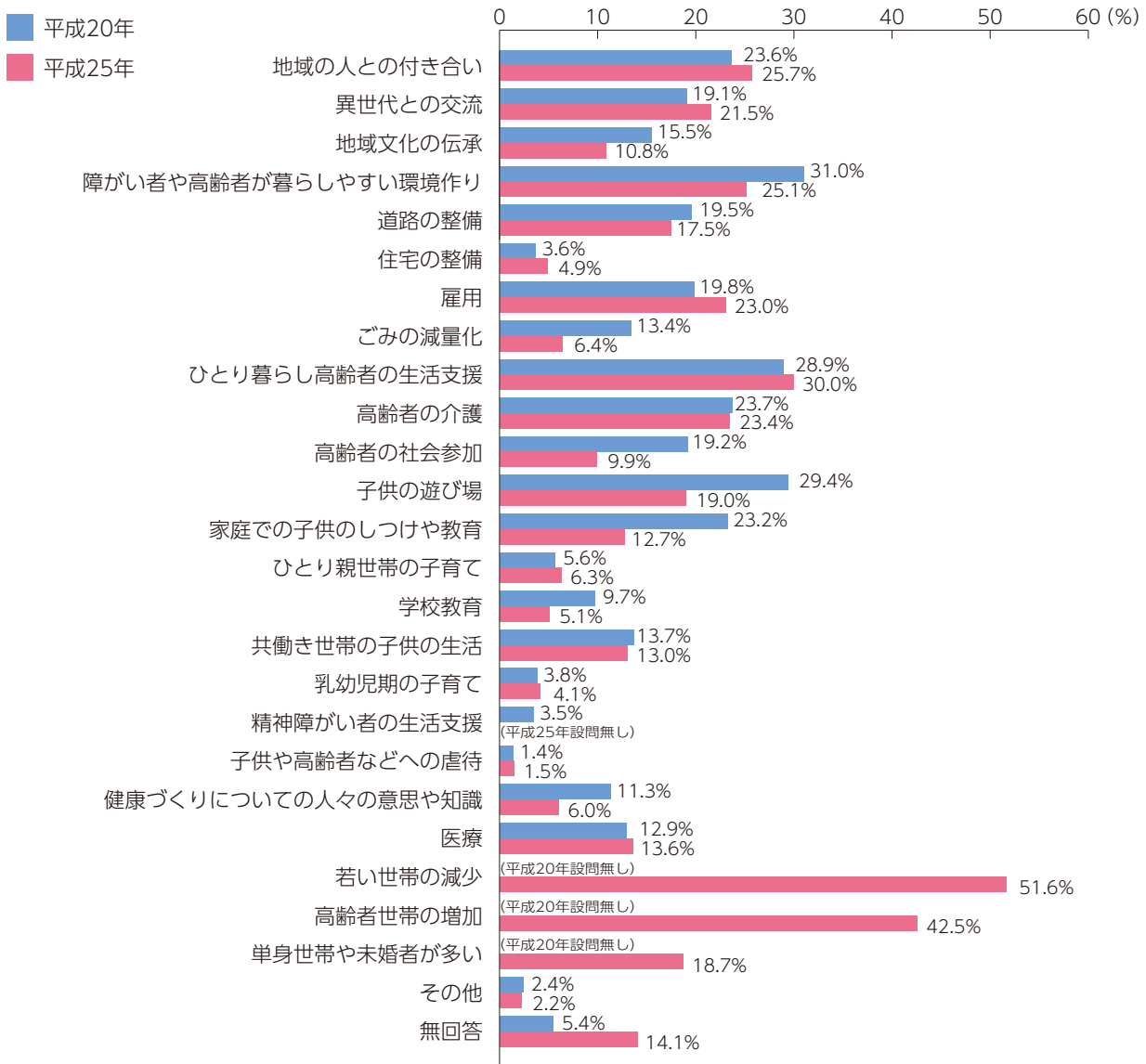
問18 サービスを充実するうえで、市民と行政との関係がどうあるべきと思われますか。



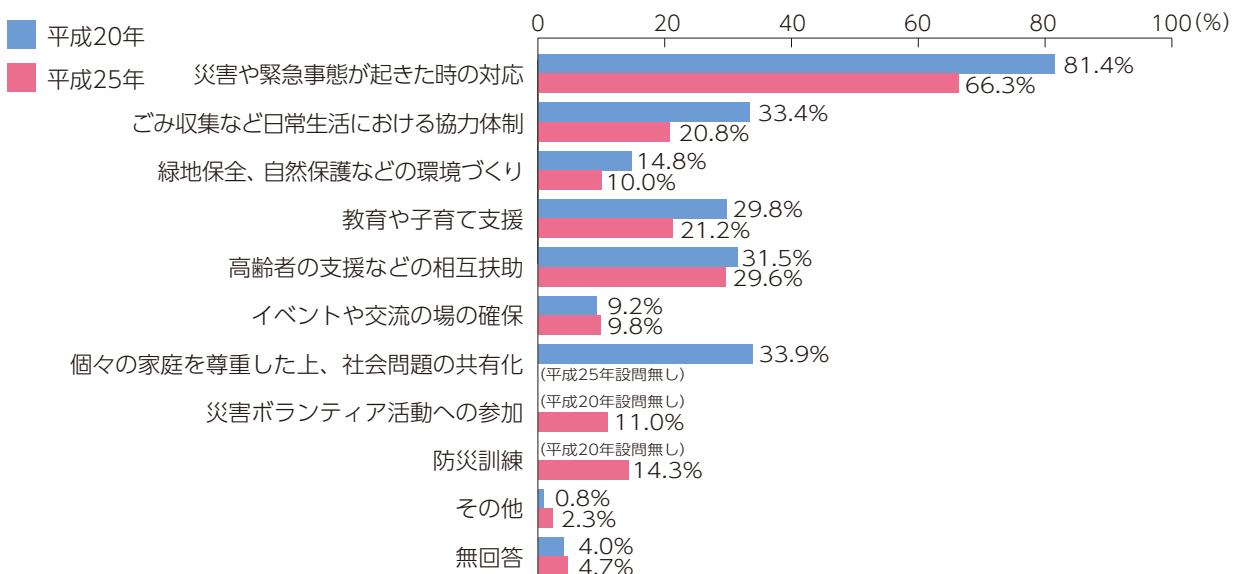
問19 民生児童委員についてお聞きいたします。



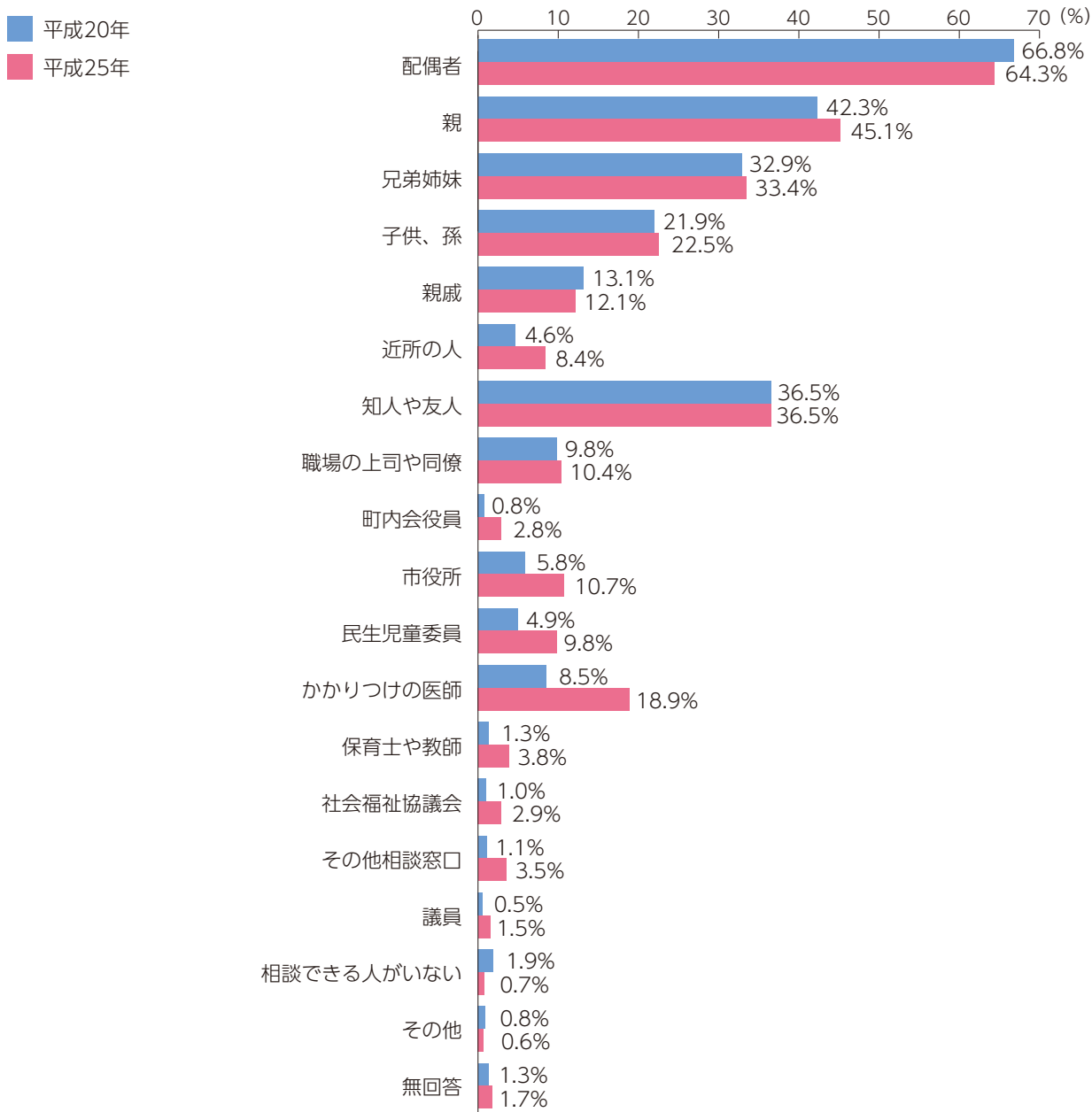
問20 あなたの地域には、どのような課題や問題があると感じていますか。(複数回答)



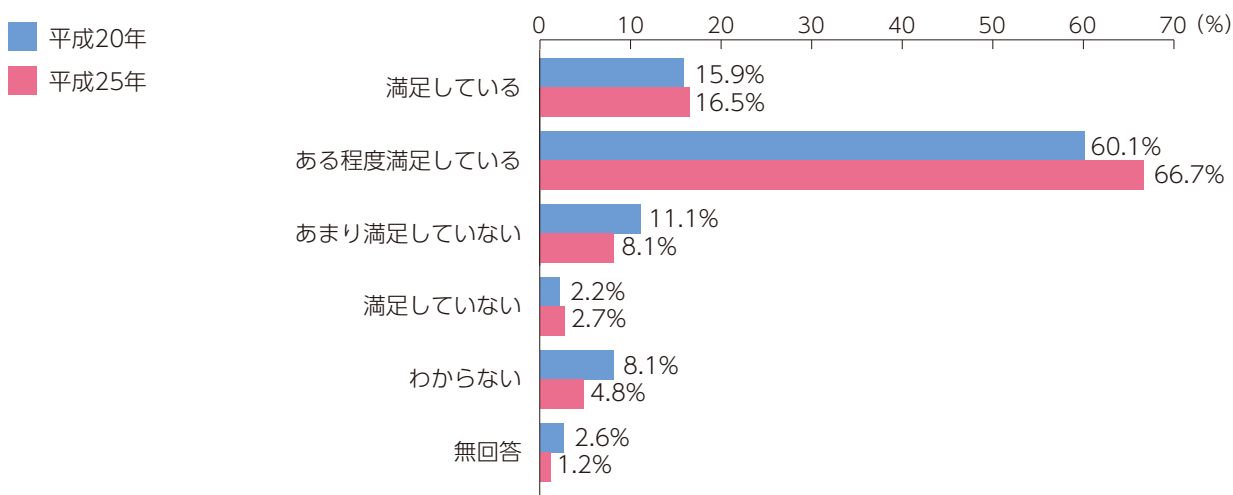
問21 あなたの地域ではどのような活動が必要だと思いますか。(複数回答)



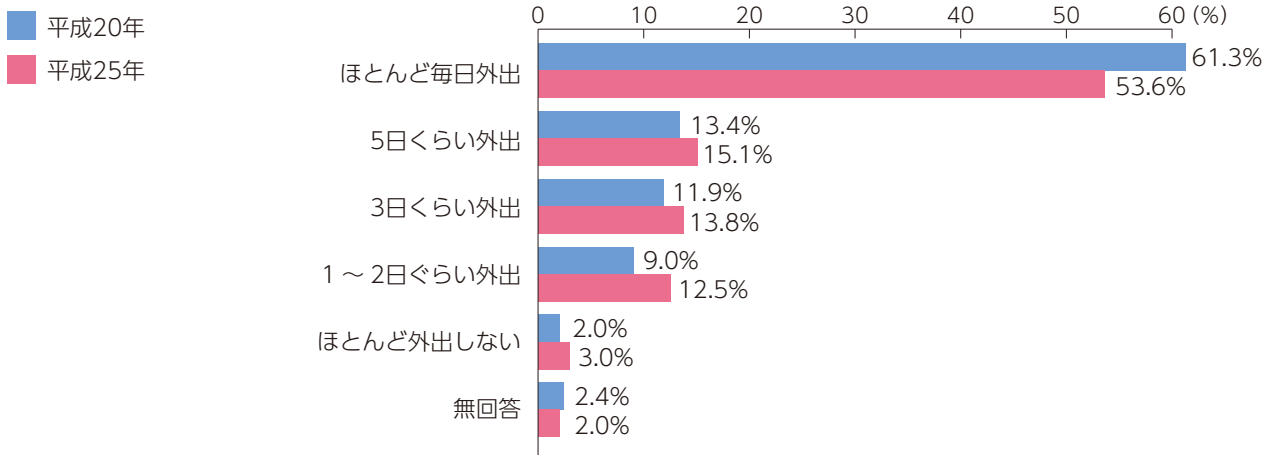
問22 困りごと・医療・福祉・教育など誰に相談しますか。(複数回答)



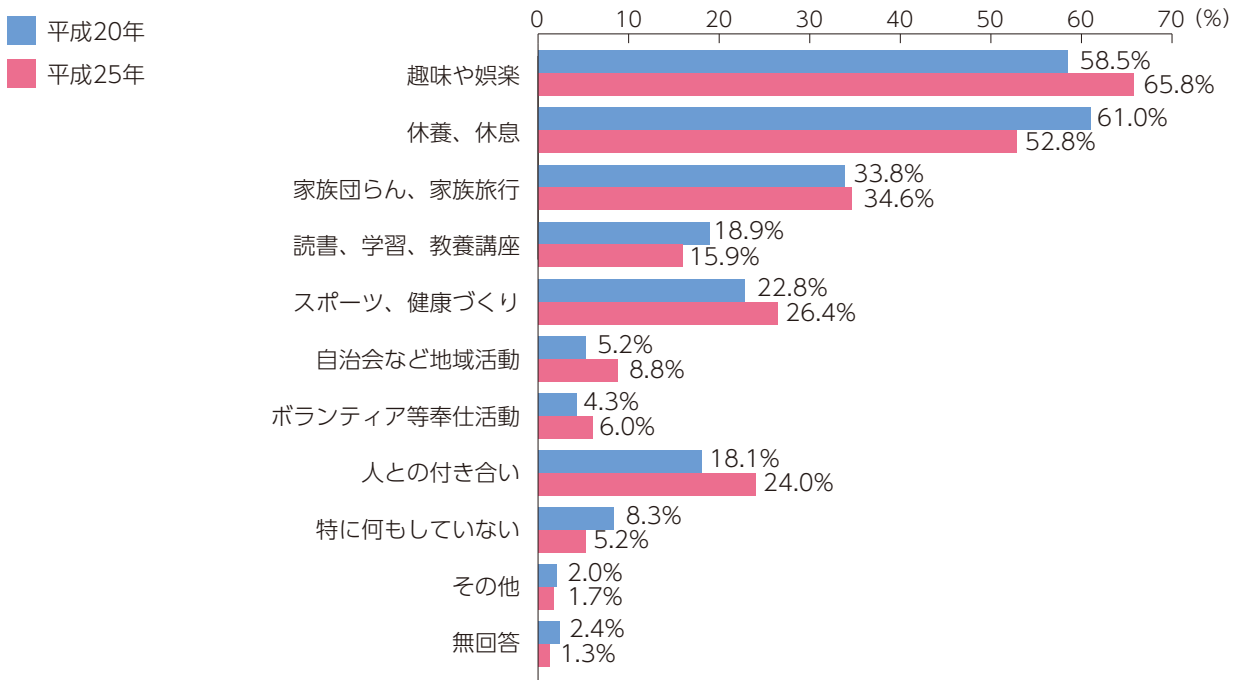
問23 住んでいる地域社会について満足していますか。



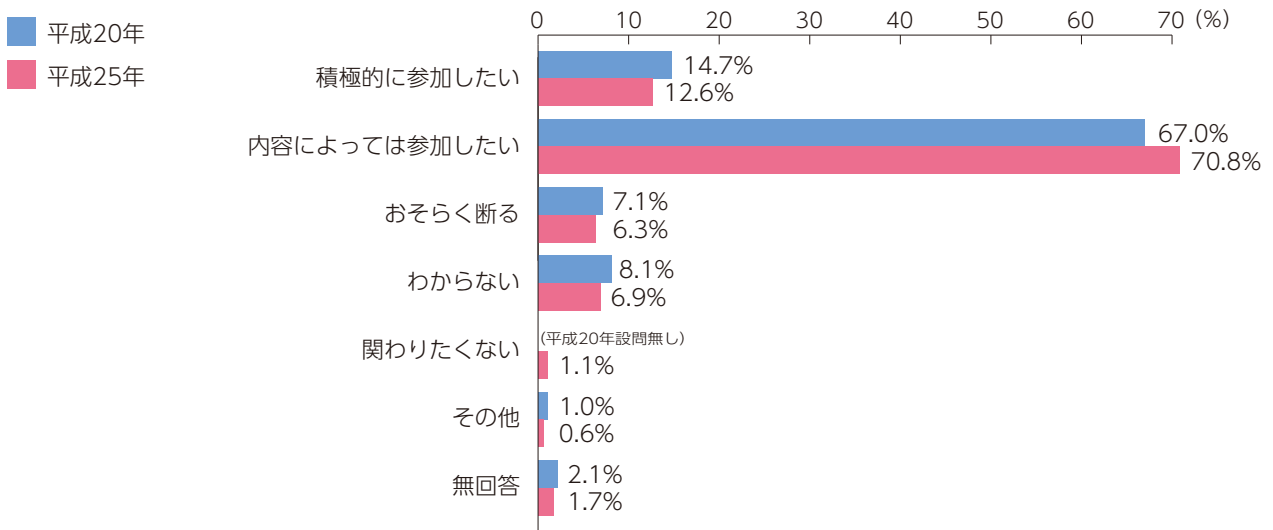
問24 週に何日くらい外出しますか。



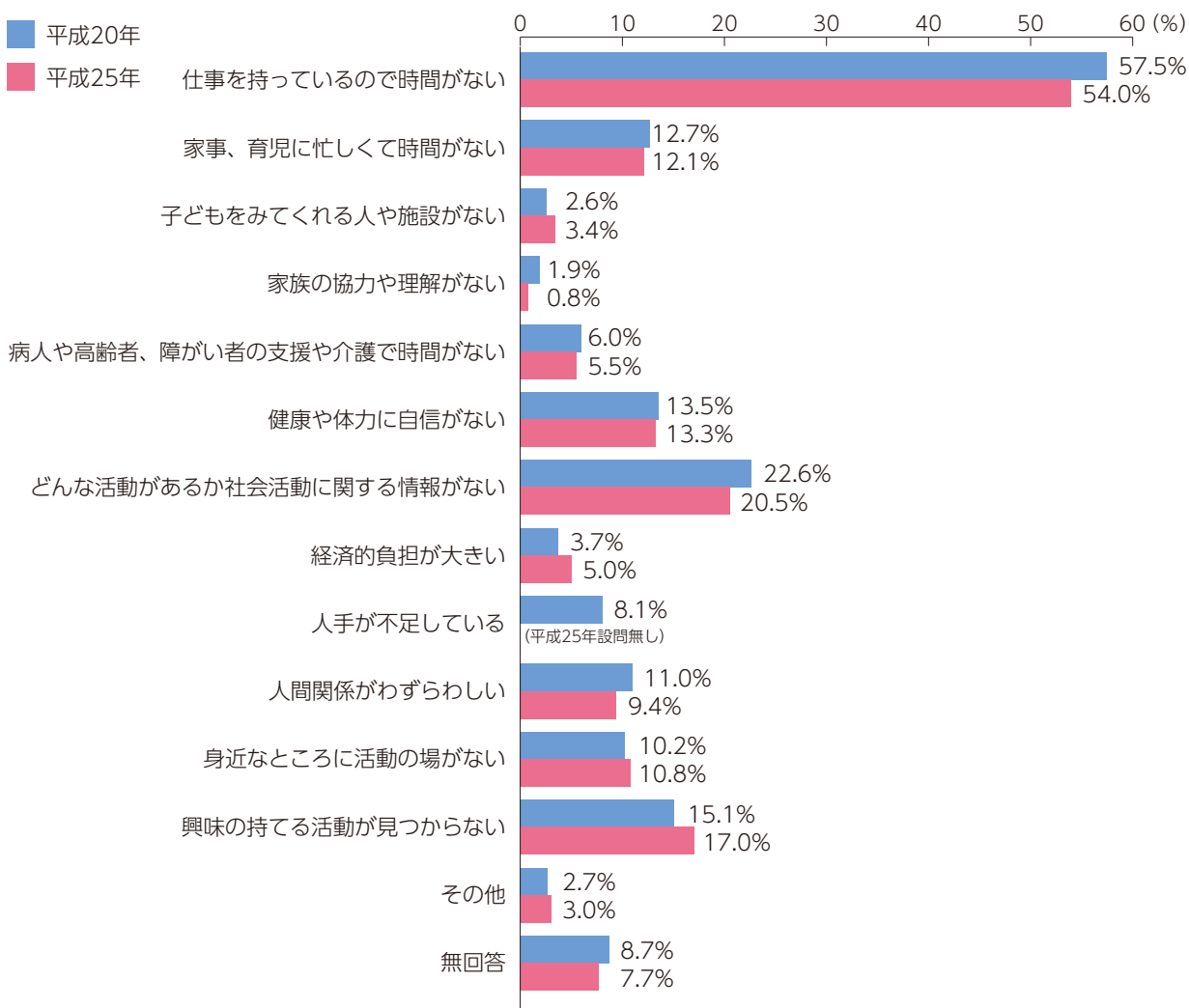
問25 余暇時間をどのように使っていますか。(複数回答)



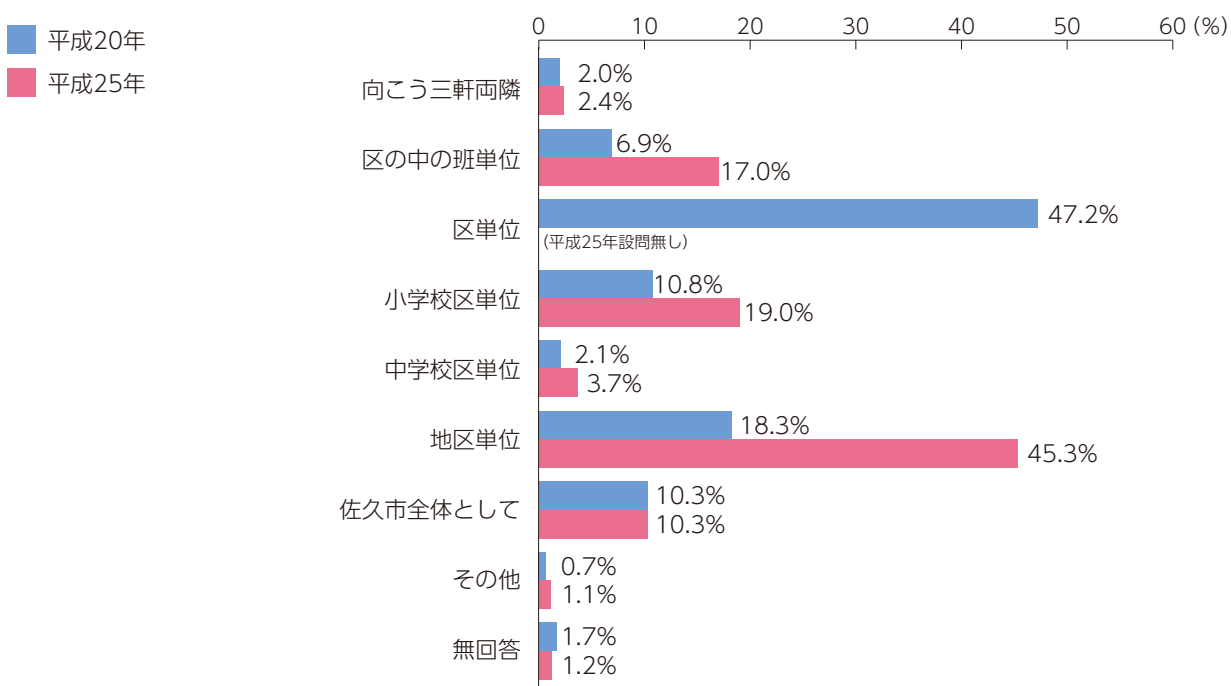
問26 地域から参加依頼があった場合参加しますか。



問27 地域活動に参加するうえで、支障になることがありますか。(3つまで)



問28 あなたは「地域」というと、どのくらいの範囲をイメージしますか。



第二次佐久市地域福祉活動計画

人と人がつながり 支え合う地域づくり

平成26年3月

発行 佐久市社会福祉協議会

〒385-0043 長野県佐久市取出町183